

第 5 章 方法書についての意見書の意見の 概要及び都市計画決定権者の見解

第5章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

5.1 方法書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

5.1.1 縦覧状況

- ・縦覧期間：平成31年2月12日（火）～3月12日（火）
- ・意見書提出期限：平成31年3月26日（火）

表5.1.1 方法書についての縦覧状況

縦覧場所			閲覧者数
愛知県	江南市	経済環境部環境課	1
		布袋支所	2
		宮田支所	0
		草井支所	0
	犬山市	経済環境部環境課	0
	大口町	産業建設部環境経済課	0
	扶桑町	産業建設部産業環境課	3
岐阜県	各務原市	市民生活部環境室 環境政策課	0
合 計			6

5.1.2 意見書の提出状況

方法書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計5通（71件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表5.1.2に示すとおりである。

表5.1.2 方法書についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	33
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	4
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	0
第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	0
第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	4
第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	25
第8章 方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	0
その他の事項	5
合 計	71

5.2 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 5.2.1(1)～(21)に示すとおりである。

注) 意見中「*p●」は方法書の通しページ番号を示しており、意見書の意見の概要は、提出された意見書の原文を掲載している。

表 5.2.1(1) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見（計 33 意見）	
	(1) 建設地の決定経緯に関すること（計 3 意見）	
1	*p 7 建設地の決定経緯として、“平成 13 年 8 月に犬山市塔野地地区を候補地として選定し、平成 15 年 2 月には犬山市善師野地区を再選定したが、どちらも地元調整が難航したため断念している。…平成 22 年 5 月に…犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。”とあるが、それぞれ 3 回の地元調整が難航した理由を明記すべきである。こうした事実を明らかにすることが、今回の計画地で同様の問題が発生しないかを判断できる重要な要素である。	過去の地元調整が難航した理由については、ごみ処理施設という性質から主に生活環境への影響に対する懸念によるものと考えております。今回の建設地の決定にあたっては、地元との意見交換会をはじめ、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組み及び経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、正式な候補地として決定しております。また、令和 2 年 4 月には、地元 6 地区との公害防止協定を締結しており、今後も、地元の皆様と協議しながら、より良い事業となるよう引き続き検討を進めていくこととしておりますので、同様の問題は発生しないと考えております。
2	*p 7 建設地の決定経緯として、“平成 24 年 10 月…江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、その後、江南市において候補地の選定がなされている”という点については、いわゆる嫌悪施設の受入を表明した江南市の態度は評価できるが、その後の経緯で、“江南市による候補地の選定にあたっては、市内の 3 ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された 5 つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。”という点に違和感を覚える。 中環審答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」で、計画段階配慮書の手続に関する事項として、「対象とする計画の段階は、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべき。」としており、本来はこうした候補地選定という重要なことこそ、ごみ処理施設の計画段階配慮書で、第 1 に扱うべき事項である。位置が決まってから、その中の施設配置、煙突の高さ・位置などを検討するような配慮書ではほとんど意味がない。“一定の評価基準”項目が適切なのか、評価結果が適切かなど、検討すべき点はいろいろあり、事務局の江南市が作成し、それを地元だけに説明するということは避けるべきであった。こうした点に注意して今後の手続きを進めるべきである。	ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定にあたっては地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されました。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施しています。その旨を「第 2 章」に追記しました。 また、候補地の選定状況については、江南市のホームページに掲載するとともに、選定結果についての検証業務を外委託し、候補地の洗い出し条件、評価項目、判定基準、重みづけや判定結果の妥当性について検証を行っています。その検証結果として、江南市が実施した候補地選定結果は妥当であると評価されています。

表 5.2.1(2) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	*p 9 建設地の決定経緯として、“江南市は…評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の3地区から同意を得た。そして、平成28年3月…江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。”とあるが、同意を得た3地区とは中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区の6地区のうち、どの区なのか。事業計画地及び直近の地区は含まれるのか。残る3地区はどのような判断をしているのか。“概ね地元の合意形成は得られたものと判断し”の根拠を、具体的、詳細に示すべきである。	同意を得たのは、江南市の3地区であり、扶桑町の3地区については、すべての地区で同意が得られていない状況でしたが、これまでに、地元との意見交換会を開催し、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組みや経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断しました。これまでの取組内容については、江南市や組合のホームページに掲載しています。 なお、現在はごみ処理施設の建設及び操業（供用）を前提として、地元6地区から各地区の代表者に「尾張北部環境組合公害防止準備委員会」に参画いただいているほか、地域振興策の事業内容についても、組合と協議を進めている状況です。
(2) 都市計画対象事業の規模に関すること（計1意見）		
4	*p 10 “ごみ焼却施設 処理能力:197t/日”とあるが、焼却炉数を記載すべきである。1炉では、修理・定期補修などで、全停止とせざるを得ないので、まず考えていないはずであるが、2炉なのか、3炉なのか、4炉なのか。あまり小規模にするとダイオキシン類対策が取りづらいが、処理能力の割り振りはどうするのか。これらが決まらないと公害防止設備の規模、能力、性能が決められないはずである。	焼却炉数については、令和元年度に作成した「基本設計」の中で検討を行い、2炉に決定しておりますので、「第2章」に炉数を記載しています。
(3) 都市計画対象事業の諸元に関すること（計19意見）		
5	*p 12 処理能力の算定で、ごみ焼却施設については説明があり、既設の犬山市が135t/日、江南丹羽環境管理組合150t/日の計285t/日p4を、約7割の197t/日にまとめているが、粗大ごみ処理施設については、既設の犬山市30t/5h、江南丹羽環境管理組合150t/日の30t/5h計60t/5hp4を、1/4の能力の15t/5hにまとめるという結論だけである。その根拠を示すべきである。既設施設の稼働実績から、その能力が過大でなかったのかなどの検討も必要である。そもそも運転計画として“5時間運転”と限定する理由が不明である。ごみ焼却施設の運転計画が“24時間連続運転”とされていることとも大きくかけ離れている。	粗大ごみ処理施設の処理能力については、2市2町のごみ処理基本計画における令和7年度の年間搬入量の目標値を踏まえ、「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第2章」に記載しています。 また、粗大ごみ処理施設の稼働時間につきましては、施設の稼働等による騒音及び振動の影響を最小限に抑えることや日常保全のための時間を確保する必要があることから、昼間5時間が一般的とされております。既存2施設の稼働時間も同様であることから、計画施設の粗大ごみ処理施設の稼働時間は1日あたり5時間としております。

表 5.2.1(3) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

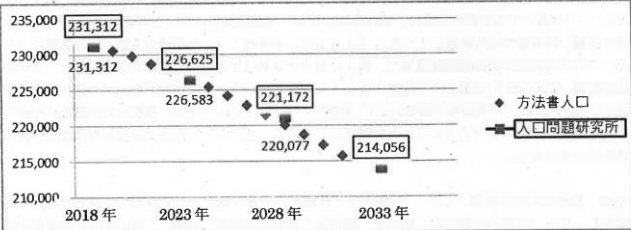
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
6	*p 12 処理能力の算定で、ごみ焼却施設について“計画処理量は、「整備計画」において、計画施設の稼働目標年度（平成 37 年度）の可燃ごみ及び粗大ごみ破碎選別可燃残渣（処理後可燃物）…し尿処理施設…のし渣及び脱水汚泥並びに災害廃棄物の処理量の推計値を加えて設定している。…可燃ごみ焼却処理量…各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値をもとに、…稼働目標年度である平成 37 年度に、49,569 t/年で最大になると推計される。”とあるだけで、それらの根拠がどこにも記載されていない。但し、同時期に環境影響評価手続きを先行している「豊橋田原ごみ処理施設整備事業」（2019 年 1 月準備書）では、具体的な人口推計もない非科学的なものであるが、さすがに人口推計結果だけは表 2.2.2. に含めている。しかしながら、市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値というだけである。重要な処理量を判断できるように、市町ごとの可燃ごみ量、その根拠を示すべきである。 なお、人口推計については、多くに自治体が参考になっている「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所の「市区町村総人口」で検討すると、目標の 2023 年度までは、ほぼ同程度であり、ほぼ妥当なものと判断できる。 	ごみ焼却施設の処理能力については、「整備計画」及び令和元年度に見直しを行った 2 市 2 町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第 2 章」に記載しています。 なお、各計画については組合ホームページや各市町のホームページ等からご確認いただけます。
7	*p 13 処理能力の算定で、し渣及び脱水汚泥処理量については、“し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる平成 37 年度では、2,249 t/年になると推計している。”とあるだけである。重要な処理量を判断できるように、下水道の普及によるし尿処理量の減少、浄化槽普及による汚泥増加などの内訳を、根拠を示して、市町ごとに示すべきである。事業者が出した数値をそのまま信用するなら環境影響評価は必要ない。納得できる根拠で必要な施設能力を算定することが重要である。まして、どんどん人口が減少していく時代に、過大投資をしないよう、細心の検討が必要である。	し渣及び脱水汚泥処理量については、愛北広域事務組合において、過去の実績をもとに、2 市 2 町の人口推計値から供用開始後で人口が最大となる令和 7 年度の値を算出したものです。 し渣及び脱水汚泥の処理量は人口等から推計して算出するため、基本的には人口が最大になる年度の処理量が最大になると考えられます。

表 5.2.1(4) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8	*p 13 処理能力の算定で、災害廃棄物の処理量については、“「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値）について」（平成 27 年 9 月愛知県）より…推計されており、2 市 2 町の合計である 2,640 t を処理対象とする。”とある。この文献そのものは見当たらず 2015 年 7 月 2 日公表資料があり、4 市町の災害廃棄物量等は同じである。正式な出典と思われる愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）の参考資料として、災害廃棄物等発生量推計方法、災害廃棄物等発生量が記載されており p6、全壊・半壊・焼失・津波堆積物から、選別後の量を求め、それぞれの単位床面積当たりの廃棄物重量、選別による量の減少率（選別率）なども記載され p4～5、それなりに根拠も検討でき、4 市町の災害廃棄物等発生量、選別後の可燃物量も同じ値が表 2.2.3 に記載してある。 ただし焼却施設の処理可能量推計 1,509,658t/3 年の内訳 p8 は、犬山市の都市美化センター 135t/日 2 基、江南丹羽環境管理組合の環境美化センター 150t/日 2 基で計算してあるため、今回の計画で約 7 割に焼却能力を減少させると、愛知県災害廃棄物処理計画の基礎が崩れてくる。このため、5 年を目途に見直す災害廃棄物処理計画の改訂でこうした事情を組み込むよう求めるべきである。 また、この参考資料には市町村災害廃棄物処理計画の策定予定が示されている p2。このなかで、犬山市は 2017 年度策定予定、江南市、大口町、扶桑町は 2018 年度策定予定とされている。ただし、表の注で※市町村廃棄物担当課意向調べ（平成 28 年 10 月）とあり、公式な見解ではなさそうだが、4 市町ともホームページで確認する限りでは 2018 年度末になっても市町の災害廃棄物処理計画が策定された形跡はない。策定について特に法的義務もないが、施設の処理能力算定に加える以上、災害廃棄物処理計画を策定すべきである。	災害廃棄物の処理量については、愛知県災害廃棄物処理計画の前提となる災害廃棄物等発生量について、県防災局の調査結果における建物被害棟数及び津波浸水想定をベースに推計された量であり、愛知県災害廃棄物処理計画の参考資料としても愛知県ホームページに公表されています。なお、平成 27 年 7 月発表資料であったため、出典年月については修正いたしました。 また、2 市 2 町の災害廃棄物処理計画について、江南市は令和 2 年 2 月に、犬山市は令和 2 年 3 月に策定しており、扶桑町及び大口町についても令和 2 年度中に策定する計画としています。

表 5.2.1(5) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	*p 17 公害防止基準で“周辺住民等と公害防止協定等を締結する”とあるが、締結対象を明確にすべきである。周辺住民等とは、地元説明会を開いた中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区の全区又はその代表者なのか、同意が得られた3地区だけなのか、都市計画決定権者の江南市長なのか事業者の尾張北部環境組合代表者なのか、共同なのか。	公害防止協定の締結対象は、地元6地区（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）であり、尾張北部環境組合（管理者江南市長）とそれぞれ公害防止協定を令和2年4月に締結しました。
10	*p 17 公害防止基準で“既存施設の自主規制値は法令に基づく基準値に比べ厳しく定めているが、本施設においてもこの考え方を踏襲し、さらなる項目の精査と併せて同等または排出濃度をさらに低減した値を自主規制値とする計画である。”としている段階であるため、以下の各項目への意見を充分検討し、準備書段階では、事業者として可能な限りの低減策を講じて、法規制値を大きく下回る自主基準値とすべきである。 また、既設2箇所では窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類（1箇所は自主基準値あり）、水銀、悪臭、騒音・振動の大部分についての自主基準値がないが、こうしたことの無いよう、項目をすべて自主基準値に追加すべきである。	公害防止基準については、公害防止準備委員会を設置し、その中で既存施設や周辺市町の状況、事業実施区域周辺の土地利用や技術的な動向、地元からの意見等も検討しながら決定しました。悪臭、騒音、振動についても規制基準に比べさらに厳しい値を自主規制値として設定しております。 また、施設の供用時には協定の遵守の履行を確認するための組織も設置する計画としています。
11	*p 17 公害防止基準で“ばいじん”の法規制値が $0.04\text{g}/\text{m}^3\text{s}$ となっているが、自主基準値は江南丹羽環境管理組合環境美化センターの $0.02\text{g}/\text{m}^3\text{s}$ なみ以下にすべきである。ちなみに環境影響評価手続きを先行している豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は $0.01\text{g}/\text{m}^3\text{s}$ としている。既設の自主基準は 0.02 と $0.05\text{g}/\text{m}^3\text{s}$ であり、今回の尾張北部環境組合と同じ条件である。	(意見番号10に同じ)
12	*p 17 公害防止基準で“窒素酸化物”の法規制値が、既設2箇所の法規制値と同じ 250ppm となっているが、自主基準値はもっと低くすべきである。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は 50ppm としている。	(意見番号10に同じ)
13	*p 17 公害防止基準で“塩化水素”の法規制値が、$700\text{mg}/\text{m}^3\text{s}$（約 430ppm）となっているが、新たに自主基準値に入れるので、とりあえず法基準を守りますということなら環境影響評価は不要である。事業者として可能な低減努力をすることが求められる。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は $65\text{mg}/\text{m}^3\text{s}$ としている。また、他の施設（塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設、塩化第2鉄製造用の溶解槽、活性炭製造用の反応炉）の規制基準は $80\text{mg}/\text{m}^3\text{s}$ となっている。	(意見番号10に同じ)

表 2.2.5 既存施設の自主規制値等

項目	単位	片岡施設に係る法令等による規制基準値	既存施設の自主規制値及び法規制値			
			大山市都市美化センター	江南丹羽環境管理組合環境美化センター	自主規制値	法規制値
ばいじん	$\text{g}/\text{m}^3\text{s}$	K 値=0.0	100ppm	—	—	—
窒素酸化物(NOx)	ppm	550	550	550	550	550
塩化水素(HCl)	$\text{mg}/\text{m}^3\text{s}$	700	700	700	700	700
ダイオキシン類	$\text{mg-TEQ}/\text{m}^3\text{s}$	0.1	—	5	1	5
水銀	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	30	30	30	30	30
悪臭	臭気指数	18	18	18	18	18
騒音	昼 (8時~19時)	60	60	60	60	60
騒音	朝・夕 (6時~8時, 19時~22時)	55	55	55	55	55
騒音	夜 (22時~5時)	50	50	50	50	50
振動	昼間 (7時~20時)	65	65	65	65	65
振動	夜間 (20時~翌7時)	60	60	60	60	60

注1) 排出ガス濃度は燃焼温度12%換算値。
 注2) 大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より廃棄物焼却炉から排出される水銀について、排出基準が定められた。
 注3) 自主規制値は、法令とは別に自主的に規制を設けている値である。

表 5.2.1(6) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																				
14	*p 17 公害防止基準で“ダイオキシン類”の法規制値が 0.1 ng-TEQ/m³s となっているが、現在のダイオキシン類処理施設の能力からみて自主基準値としては一桁高い。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は 0.01ng-TEQ/m³s としている。 また、海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターの地域住民との協定値は以下ようになっており、今まで協定値を上回ったことは一度もない。 (1)－1 排ガスの排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年 6 回） <table><tr><th>項 目</th><th>協定値 (アセス目標値)</th></tr><tr><td>ばいじん</td><td>0.02 g /mN 以下 (0=12%換算値)</td></tr><tr><td>硫黄酸化物</td><td>25ppm 以下</td></tr><tr><td>窒素酸化物</td><td>70ppm 以下 (0=12%換算値)</td></tr><tr><td>塩化水素</td><td>50ppm 以下 (0=12%換算値)</td></tr></table> さらに、3 月 1 日から縦覧されている西知多医療厚生組合のごみ処理施設の準備書 p21 では、計画基準値として以下になっている。硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素については、事業者として可能な低減策を講ずるべきである。 <table><tr><th>項 目</th><th>計 画 基 準 値</th></tr><tr><td>ばいじん</td><td>0.02 g /mN 以下 (0=12%換算値)</td></tr><tr><td>硫黄酸化物</td><td>20 ppm 以下</td></tr><tr><td>窒素酸化物</td><td>30 ppm 以下 (0=12%換算値)</td></tr><tr><td>塩化水素</td><td>40 ppm 以下 (0=12%換算値)</td></tr></table>	項 目	協定値 (アセス目標値)	ばいじん	0.02 g /mN 以下 (0=12%換算値)	硫黄酸化物	25ppm 以下	窒素酸化物	70ppm 以下 (0=12%換算値)	塩化水素	50ppm 以下 (0=12%換算値)	項 目	計 画 基 準 値	ばいじん	0.02 g /mN 以下 (0=12%換算値)	硫黄酸化物	20 ppm 以下	窒素酸化物	30 ppm 以下 (0=12%換算値)	塩化水素	40 ppm 以下 (0=12%換算値)	(意見番号 10 に同じ)
項 目	協定値 (アセス目標値)																					
ばいじん	0.02 g /mN 以下 (0=12%換算値)																					
硫黄酸化物	25ppm 以下																					
窒素酸化物	70ppm 以下 (0=12%換算値)																					
塩化水素	50ppm 以下 (0=12%換算値)																					
項 目	計 画 基 準 値																					
ばいじん	0.02 g /mN 以下 (0=12%換算値)																					
硫黄酸化物	20 ppm 以下																					
窒素酸化物	30 ppm 以下 (0=12%換算値)																					
塩化水素	40 ppm 以下 (0=12%換算値)																					
15	*p 17 公害防止基準で“水銀”の法規制値が 30 μg/m³ となっているが、塩化水素と同様に事業者として可能な低減努力をする必要がある。また、既設 2 箇所は、自主規制値がなく、法規制値が 50 μg/m³ となっており、今回の計画がより高度な処理をするように勘違いするが、これは既設施設についての法規制値と異なり、新設施設の法規制値である。このことを注 2 で追記すべきである。	(意見番号 10 に同じ) なお、ばいじん、ダイオキシン類及び水銀について、既存施設と計画施設で規制値が異なる旨を追記しました。																				
16	*p 17 公害防止基準で“悪臭の臭気指数”の法規制値が 18 となっており、既設の法規制値が、犬山市都市美化センターでは 12、江南丹羽環境管理組合環境美化センターでは 15 と異なっており、形式的には既設 2 箇所より緩い規制値となっている。これは悪臭防止法の規制地域（第 1 種 12、第 2 種 15、第 3 種 18）の違いであると想定されるが、混乱を引き起こすため、注で追記すべきである。 また、近くの住居の少なさが 10 点 p9 と他 4 地区より良かったとはいえ、“江南緑地公園（中般若）：テニスコートやバーベキュー場が整備された緑地公園、木曽川扶桑緑地公園：サイクリングロードや散策の森が整備されており、サイクリングロードからは木曽川にやってくる野鳥を見ることができる。” p94 とあり、悪臭にも十分配慮が必要な地区であるため、臭気濃度は 12 以下とすべきである。	(意見番号 10 に同じ) なお、悪臭の規制について、規制値が規制地域によって異なる旨を追加しました。																				
17	*p 17 公害防止基準で“騒音”の法規制値が昼間 60dB～夜間 50dB となっているが、犬山市都市美化センターの自主基準値だけが、昼間と夜間だけ規制値より 5 dB 低い値となっている。少なくともこの水準までは自主基準値を下げることはできるはずである。また、朝、夕の時間帯にも規制値があり、自主基準値を設けるべきであり、自主基準値は規制値より 5 dB 以上低い値とすべきである。	(意見番号 10 に同じ)																				

表 5.2.1(7) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
18	*p 17 公害防止基準で“振動”の法規制値が昼間 65dB～夜間 60dB となっており、他の2箇所にも自主基準値がなかったが新たに設定すべきである。騒音と同様に規制値より 5 dB 以上低い値を自主基準値とすべきである。	(意見番号 10 に同じ)
19	*p 18 排水計画で“雨水については一旦調整池にて貯留した後、生活排水と同様に…既存の排水路へ放流する計画である。…排水する雨水等は、最終的には木曽川に放流される。”とあるが、雨水といえども、場内に散乱したごみや焼却灰に含まれるダイオキシン類や鉛などの有害物質が含まれる恐れがある。まして放流先は、この地域の農地を四百年來にわたり潤し続ける3つの農業用水（宮田用水、木津用水、羽島用水）の取水口である犬山頭首工こそ約 4 km 上流であるが、BOD 環境基準は 2002 年 7 月に国が A 類型に昇格させた水域であり、水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの、水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用などが求められる水域である。このため、調整池で貯留した水についての水質分析を実施することとし、それに伴う措置を検討し、準備書では記載する必要がある。	ごみや焼却灰は建屋内で処理する計画であり、雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります。このため、雨水に有害物質が混入することはありません。 その他、施設からの排水のうち、プラント排水についてはクローズドシステムとする計画であり、公共用水域への排水は行いません。また、生活排水については合併処理浄化槽で適正に処理した後、公共用水域に放流する計画としており、これらについても、有害な物質が公共用水域に入ることはありません。
20	プラント水から発生する汚泥の処理について記載されていないように思います。	プラント水から発生する汚泥については、ごみピットへ投入し焼却処理することを想定しています。
21	施設からの排水の調査地点が一般廃棄物最終処分場の放流地点と同じですか。	施設から発生する排水としては、プラント排水、生活排水、雨水の3種類がありますが、プラント排水については、クローズドシステムとする計画であり、公共用水域への排水は行いません。 生活排水、雨水については、既存の排水路に放流し、最終的には一般廃棄物最終処分場と同様に鴨川排水路に合流する計画です。 水質の現地調査地点は鴨川排水路が木曽川と合流する地点であり、一般廃棄物最終処分場から鴨川排水路への放流地点とは異なります。
22	工事用物品の搬入は道路南から直接現場へ入るが、県道浅井線をまたぐことになり渋滞はさけられることは困難だが（信号機器は必要）、江南関線の出入りに渋滞が加速されることが予測される。このことは完成後もゴミ搬入で継続されるのではないか。 上記のことを考えると扶桑～各務原の新大橋の建設か現行の愛岐大橋の複線増設が必要と思われる。	新愛岐大橋（仮称）の建設については、計画が進んでおり平成 30 年 10 月から、岐阜県側の下部（橋脚）工事が始まっていると聞いております。 なお、渋滞への影響については多くの方から懸念の声をいただいたことから、工事用車両による交通への影響について予測を行い、その結果を「第8章 8.13 人と自然との触れ合いの活動の場」に記載しました。

表 5.2.1(8) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
23	計画地盤高が良くわかりません。明確にしてください。	測量調査結果によると、事業実施区域内の地盤高さは 29～32m 程度となっています。また、地形図から読み取ると南側の堤防道路は 35～36m、北側は 36m 程度となっています。 「第2章」に記載のとおり、事業実施区域は木曽川上流河川事務所が作成した「木曽川水系洪水浸水想定区域図」により浸水想定区域に指定されていることから、浸水対策として T.P. 31m 以上とする計画です。 なお、可燃ごみ処理施設の事業方式は DB+0 方式としており、計画地盤の高さは、周辺住民への圧迫感及び建設費に影響するとともに事業実施区域全てをほぼ同一高さにする必要もないと考えられることから、計画地盤高さを含めた設計・建築計画の提案を、民間事業者から受けることとしています。 したがって、準備書の作成にあたってはプラントメーカーへのヒアリング結果等を踏まえ、造成工事の規模が最大となる T.P. 32m として予測を行いました。また、その旨は「第7章」に記載しています。
(4) 配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容に関すること (計2意見)		
24	14 頁「複数案から・・・」 「搬入車両動線 (想定)」から、南堤防道路からの搬入が検討されていることが分かります。搬出入口の位置や利用道路は地域の住環境への影響が大きく中般若区民にとっても関心事であります。地元住民へ「北側堤防から南側へ変更した理由や影響等の説明」をしていただきたいと思います。	搬入路についてはこれまでに様々な検討を行ってきておりますが、北側堤防から乗り入れると決定し、地元の方へ説明した事実はありません。 北側には堤防に沿って宮田導水路が通っており、重量のある車両の通過が制限されているため、乗り入れが困難であるとの判断から、南側から搬入する計画としました。
25	事業用地北側の利用方法は、数十年後の建設予定地ですか。	方法書における施設配置計画は、建屋の大きさや土地利用上の制限等を考慮した結果、想定される実施可能な配置として設定したものです。 実際の施設配置については今後決定した民間事業者と詳細な検討を行いますが、雨水流出抑制設備 (調整池) など、北側の敷地も必要な設備を配置するために利用する計画です。

表 5.2.1(9) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(5) 事業計画の策定時における環境配慮事項に関すること (計8意見)		
26	*p 29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。”とあるが、“可能な限り”は削除すべきである。これは建設工事を発注する際の契約に含めば済むことであり、2018年12月21日現在で、第3次排出ガス対策型建設機械は741型式、2次基準値(平成22年9月指定終了)は2,527型式が国土交通省から認定されているので十分な建設機械がある。同様に低騒音型建設機械は、6,359型式が認定されている。 また、低炭素型建設機械の使用も検討すべきである。この低炭素型建設機械は2018年9月現在49型式(ブルドーザ45型式、バックホウ4型式)が認定され国土交通省から認定されており、地球温暖化対策上、この低炭素型建設機械を可能な限り使用することが必要である。	ご意見のとおり、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としております。 また、江南市では使用機器について届出を行い、規制値を超えない機器を使用することが必須となっており、民間事業者に対して、積極的に使用するよう指導を行ってまいります。 なお、低炭素型建設機械の指定についても、積極的な機械の使用について、同様に指導を行ってまいります。
27	*p 29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事中の資材等運搬車両については、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、“可能な限り使用するよう努める。”は、排出ガス対策型及び低騒音型建設機械の配慮事項より後退し、可能な限りに加えて、努めるまでついている。”可能な限り…努める”は削除すべきである。	民間事業者に対して、積極的に使用するよう指導を行っていくこととし、記載を修正いたしました。
28	*p 29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。”とあるが、適宜では意味不明である。工事工程上で散水が必要な解体工事、風速等で散水が必要になるものなどを抽出し、記載すべきである。	粉じん対策の記載について、より具体的な内容としました。なお、本事業では解体工事はいりません。また、工事中の粉じんは、造成工事の時期が最も影響が大きいと考えられますが、それ以外の時期にも発生が懸念されることがあるため、工種は定めず適宜という表現としています。
29	*p 29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、工事中に“雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。”とあるが、通常作業時の雨水経路に、仮設沈砂池等を設け、調整池にて貯留した後放流すると理解すればいいのか。いずれにしても“適正に処理を行う”の内容を項目、値など具体的に示すべきである。	排水経路はご意見のとおりです。処理項目については、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)が基本になると考えております。なお、具体的な値や処理方法などの詳細な内容は、現地調査結果や本予測評価結果を踏まえ、民間事業者決定後に検討いたします。
30	*p 29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音・振動等の伝搬を防止する。”とあるが、どの程度の幅員で、どこに設置するかを明記すべきである。また、どのような植樹を行うのかも、景観上、生態系上必要になってくる。	緩衝緑地帯については、事業実施区域の敷地境界から5m設置する計画です。樹種については今後、詳細設計の段階で検討を行います。
31	*p 29 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“生活排水及び雨水は、適正に処理を行った後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。”とあるが、排水計画p17、18と異なっている。生活排水は確かに合併浄化槽で処理するが、雨水は“一旦調整池にて貯留した後、…既存の排水路へ放流する計画である。”としており、調整池で適正に処理を行うとは読み取れない。	ご意見のとおり、生活排水は合併処理浄化槽で処理した後に放流しますが、雨水は一旦調整池にて貯留した後に直接放流する計画としております。その旨がわかるように「第2章」に記載しました。

表 5.2.1(10) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
32	*p 30 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するように努める。”とあるが、工事中の資材等運搬車両と同文であり、可能な限りに加えて、努めるまでついている。“可能な限り…努める”は削除すべきである。	事業者である尾張北部環境組合は、施設の整備・運営を行うものであり、ごみの搬入については、各市町及び民間事業車両等が行います。 このため、廃棄物運搬車両の更新の際には、低公害車の導入を促進するよう事業者から2市2町に要請するとともに、民間事業者に対しても、同様に要請を行ってまいります。
33	*p 30 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。”とあるが、再使用の場所、量を具体的に示すとともに、残った発生土はどこに、どんな目的で、どのように運搬するかも示すべきである。	工事中の建設発生土については環境影響評価項目として選定し、予測・評価を行いました。予測はプラントメーカーへのヒアリングの結果等をもとに発生量や再使用方法について整理しており、「第8章 8.14 廃棄物等」に記載しました。 なお、発生土の処理については今後決定する民間事業者が行うため、搬出先等は決まっておりませんが、適切に処理・処分できていることを組合でも確認しながら事業を実施します。
2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見（計4意見）		
(1) 社会的状況に関すること（計4意見）		
34	*p 128 騒音に係る環境基準のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）として、昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下が記載されているが、出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）だけでは“幹線交通を担う道路に近接する空間”がどの道路のことか分からない。高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道などと 2001 年 1 月 5 日環大企第 3 号で通知されているだけであることを明記すべきである。 【参考】騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について 公布日：平成 13 年 1 月 5 日 環大企 3 号 「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする (1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。) (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。	ご意見を踏まえ、幹線交通を担う道路に近接する空間に該当する道路（国道、県道等）について、説明を追記しました。

表 5.2.1(11) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
35	*p 130 自動車騒音に係る要請限度の注1)で“要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。”とあるが、騒音規制法第17条を正確に引用すべきである。“措置を執るよう要請する”ではなく、「措置を執るべきことを要請するものとする」と非常に厳格な表現で市町村長の義務を定めている。	ご意見を踏まえ、記載の内容を修正しました。
36	*p 130 自動車騒音に係る要請限度の注2)で、“「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。”として、高速道路、国道、県道、4車線以上の市町村道が説明してあるが、その根拠が環境省の環境基準告示にもなく、単なる通知文であることが理解できるよう、出典を追加すべきである。	ご意見を踏まえ、幹線交通を担う道路に近接する空間に該当する道路（国道、県道等）について、説明を追記しました。
37	*p 132 道路交通振動に係る要請限度の注)で“要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。”とあるが、振動規制法第16条を正確に引用すべきである。“道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し”は「道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し」と具体的に舗装、維持、修繕と要請項目があること。また、“県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する”は「県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と非常に厳格な表現で市町村長の義務を定めている。	ご意見を踏まえ、記載の内容を修正しました。
3 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解に関する意見 (計4意見)		
38	*p 209 配慮書への知事意見“木曽川の両岸に点在する樹林地のうち比較的大きなシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した経緯について、その内容を分かりやすく示すこと。”への見解は、“尾張北部ブロックや第1小ブロックでの検討経緯など、第2章に詳細を記載しました。”とあるのは、2.1.5 建設地の決定経緯 p7～9が中心と思われる。しかし、犬山市塔野地、犬山市善師野、犬山市池野を候補地としたが、地元調整が難航し、最も多くのごみを排出する江南市が市内5か所の候補地について、評価基準を○、△、×で評価したというものだが、基本要素として、①敷地面積の確保、②アクセスのしやすさ、重要要素として、③用地確保のしやすさ、④近くの住居の少なさ、⑤運搬経費の安さ、参考要素として、⑥学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無、⑦搬入道路における集落等の通過、⑧行政計画とのつりあい、⑨土地造成のしやすさ、⑩土地利用の現況の10項目であり、知事意見が意味している「なぜシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した」のかに答える内容になっていない。つまり、知事意見に答えているようで全く答えていない。このような姿勢を改め、準備書以降の手続きでシイ・カシ二次林の保存のため、例えば、敷地の北側に隣接するサイクリングロード沿いに移植するなど、必要な環境保全措置を充分検討すべきである。	事業実施区域を選定した理由は「第2章」に記載したとおりであり、敷地面積やアクセスのしやすさ等、一定の評価基準を設定して決定しました。 現地調査の結果、事業実施区域周辺のシイ・カシ二次林の構成は、アベマキが林冠を形成し、林内にアラカシ、ヒサカキなどの常緑広葉樹が生育する樹林であることがわかり、また、このような樹林地が周辺にもあることが明らかになりました。群落は、単木の移植により成立するものではないため、樹林の移植といった方法を保全措置とすることは現実的ではありませんので、事業実施区域内の樹木については緩衝緑地等、可能な限り残置するように努めます。

表 5.2.1(12) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
39	*p 210 配慮書への知事意見 “事業実施想定区域が木曽川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。” への見解は、“本事業の事業特性、地域特性から、特殊な気象条件下における大気汚染物質による高濃度の影響が懸念されることを踏まえ、大気質の調査、予測及び評価の手法について検討し、その結果を第7章に記載しました。” とあるが、第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 p213～270 では、その内容に全く触れていない。 記載してあるのは“調査及び予測の手法は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見及び指針別表第2に掲げられている参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定した。” p220 という見解と同じ文章をくり返しているだけである。木曽川沿いという特異な風向・風速、煙突高さを低くせざるを得ないことによるダウンドラフト等による短期濃度上昇という具体的な指摘に対し、どのように検討し、結果として、予測の基本的な手法として、プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーション p223 を選定したかについて触れるべきである。 そもその発端は、横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会が、独自に現地で実験し「科学的にはもっと正しい方法がある」と公害調停を申請した結果、2017年2月20日に公害調停合意が成立し、「環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法を用いるものとする。」と、これまで大気拡散予測時に採用されている「プルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。国土交通省からは「合意内容については誠実に対応していく」とのコメントを引き出したものである。こうした経緯と国の動きを調べ、予測手法の妥当性を検討すべきである。	大気質の短期予測にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）等のマニュアルを参考にするとともに、気象調査（地上気象、上層気象）の観測結果も踏まえて、予測を行いました。 予測手法の選定理由等については、「第6章」及び「第8章 8.1 大気質」に記載しました。
40	*p 210 配慮書への知事意見 “2)既存の2施設が1施設に集約され、ごみ収集車等の交通量が増加することが想定されることから、ごみ収集車等の走行ルートに係る大気質、騒音及び振動の道路沿道への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。” への見解は、“…廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するように努めるなど、道路沿道への影響に配慮した事業計画とします。” と計画策定時における環境配慮事項と同じ文章になっているが、知事は配慮書のこの部分を見て、不十分としてこのような意見を出したはずであり、それに対して同じ見解では知事意見を完全に無視したことになる。可能な限りに加えて、努めるまでについている。少なくとも”可能な限り…努める”は削除すべきである。	ご意見の P210 に記載の知事意見は、配慮書に対する知事意見です。環境配慮事項の項目は方法書段階で新たに追加となった項目であり、ご意見の配慮事項については、配慮書に対する愛知県知事意見も踏まえ、方法書の段階で記載したものです。

表 5.2.1(13) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
41	*p 210 配慮書への知事意見“事業実施想定区域は木曽川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“改変面積はできる限り小さくし、保全の可能な部分については極力保全を図るよう配慮するなど、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とします。また、動物、植物及び生態系の調査範囲については、木曽川沿いも含んだ範囲とし、その他、調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。”とあるが、配慮書に対する知事意見であるから、“改変面積はできる限り小さくし”は配慮書以後の検討のはずである。しかし、今回の方法書では、配慮書以後、改変面積を小さくする努力の結果がない。せいぜいわかるのは、計画施設への進入口の位置と施設場内の搬入車両動線（想定）p27 程度であるが、敷地の北側 1/3 が残る程度であり、その部分もシイ・カシ二次林を保全する計画とは読み取れない。事業計画に、シイ・カシ二次林を“極力保全を図る”ことが理解でき、かつ敷地境界に設置する緩衝緑地帯を含め、シイ・カシの移植も含めた緑地計画を追加すべきである。	配慮書段階から方法書段階において、事業実施区域をさらに精査し、0.2ha ほど縮小しています。 また、ご意見の施設配置は、方法書作成段階で建屋が設置可能な案として作成したものです。ごみ処理施設を供用するにあたっては、工場棟だけでなく、ストックヤード、雨水流出抑制設備や来場者用の駐車場、緩衝緑地帯など、様々な設備を整備する必要がありますので、今後詳細な設計等を行う中で、可能な限り建屋面積や事業実施区域内における改変面積の縮小、緩衝緑地帯の詳細を検討します。
4 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見（計 25 意見）		
（1）都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由に関すること（計 3 意見）		
42	電波障害は予測しないのですか。	本環境影響評価は、「愛知県環境影響評価指針」に沿って実施しており、電波障害については項目とされていないため、環境影響評価の中では実施しません。 なお、今後、工事の実施段階で必要に応じて調査の実施を検討します。
43	構造物の存在による地盤変形は考慮する必要はありませんか。	事業実施区域は、山地等ではなく平坦な地形となっており、また、工事に伴い土地の安全性（地盤変形）を懸念するような大規模な造成は行いません。なお、ごみピットの施工については、適切な山留工法を用い、安全性に十分配慮して実施します。

表 5.2.1(14) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
44	*p 217 環境影響評価の項目の選定・非選定理由で、水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）について、“プラント系排水…、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、主たる排水となる合併浄化槽で処理する生活排水の内容を示さないまま、“排水先に対する本事業における負荷量はわずか”と断定することはできない。環境影響評価の項目として選定し、少なくとも、排水先の水質、水量を調査し、必要な規模の合併浄化槽の人槽、水量、水質を決定し、排水先にとどの程度の影響が出るのかを予測・評価すべきである。 富栄養化についても、“水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、同様の理由で選定すべきである。	生活排水は合併処理浄化槽で適正に処理した後、放流する計画であり、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定していません。
(2) 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由に関すること (計 22 意見)		
45	このところの全国の環境影響評価を見ていると、特に焼却施設の環境影響評価は、設備機器の向上から環境への影響はほとんどないと思います。そのため、建設するために必要な書類を形式上に作っているように見受けられます。 適切な調査と正確な予測を実施してください。	「愛知県環境影響評価指針」や「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」などの各種マニュアル等に基づき、適切な調査と予測を実施しました。
46	すべての予測については、環境保全措置を盛り込み予測してください。（安易に安全側の予測をしないでください。）	予測にあたっては、「基本設計」等での検討結果を踏まえ、現段階で確実に実施する環境保全措置（環境配慮事項）であり、予測に反映可能なものについては盛り込んで予測を行いました。 事業計画策定時の環境配慮事項は「第2章」に記載するとともに、「第8章」では予測に反映した環境配慮事項を整理しております。
47	上層気象調査に流跡線調査を加えてください。 拡散実験を実施してください。	事業実施区域は、木曽川沿いの平坦な地形であることから、ご指摘の調査を実施しなくても問題ないと考え、地上気象と上層気象調査の実施により、現況を把握しております。
48	大気の調査のうち周辺5地点については、地点間で測定日が異なることが無いように調査してください。 自動測定器は、乾式、湿式のどちらか一方に全地点を統一するようにしてください。	周辺5地点における大気質調査や上層気象調査は、各季とも同一日で実施しました。 また、自動測定機については全地点乾式で統一して実施しました。

表 5.2.1(15) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
49	地点間及び計画地内での調査地点との間で風向、風速に相関がみられない場合は、それを考慮して予測してください。	現地での4季調査の結果、各地点の季節別の風向・風速に同様の傾向がみられ、また、事業実施区域での気象調査結果は、上空の風向・風速と相関がみられることを確認しました。 このため、事業実施区域での調査結果を基に、大気質の予測を行っております。
50	1年を通じての気象調査の風向風速のデータを予測で使用するのであれば、調査高さを考慮してください。	風向風速計は、堤防道路の高さも確認のうえ、周辺の地形等の影響が少ない高さとして地上10mに設置しました。 上層気象調査結果も踏まえ検討した結果、地上と上空の風向・風速に相関がみられることを確認し、地上気象調査結果から予測に必要な上空の気象条件を整理し、これを基に予測を行っております。
51	*p 223, 225 等 調査、予測及び評価の手法（大気質）の窒素酸化物、浮遊粒子状物質について、予測の基本的な手法は“プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測”とあるが、知事意見の木曽川沿いの特異な風向・風速、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により短期濃度が高くなる懸念から、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討することを、どのように判断して従来通りのプルーム式及びパフ式を用いたのかを説明する必要がある。そのなかで、国と横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会で公害調停合意が成立し、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされたことへの判断も加えるべきである。	短期予測にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」等のマニュアルを参考にするとともに、地上気象や上層気象調査結果も踏まえて、予測を行いました。 予測手法の選定理由等については、「第6章」及び「第8章 8.1 大気質」に記載しました。
52	*p 230 有害物質等の評価の手法として、塩化水素の基準・目標について“「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日環大規第136号））による塩化水素の目標環境濃度”とあるが、この通達では「目標環境濃度は日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度（上限値5ppm）を参考として、0.02ppmとし、平均的な排出口高さを有する施設からの塩化水素の排出が、拡散条件の悪い場合であってもこれを満足するよう排出基準値を設定した。」とある。つまり、この目標環境濃度0.02ppmから塩化水素の排出基準値700mg/m ³ _N が逆算された。しかし、この目標環境濃度0.02ppmは労働環境濃度（上限値5ppm）の0.4%を参考としただけであり、特に根拠のある数値ではないことに留意した評価が必要である。	大気質の評価にあたっては、整合すべき基準等との対比という観点から目標環境濃度0.02ppmとの対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。

表 5.2.1(16) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
53	*p 230 有害物質等の評価の手法として、水銀の基準・目標について「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年環境省通知 環管総発第03090004号）による水銀の指針値」とあるが、この通知では「長期曝露による健康影響を未然に防止する観点から、水銀蒸気の長期曝露に係る指針値として、年平均値 $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下を提案する。」と、水銀蒸気の長期暴露に係る指針値を示したもので、水銀の排出規制がガス状水銀と粒子状水銀の合算で表示することとは異なっているため注意が必要である。 また、この通知では指針値を提案した後に「しかしながら、新生仔期動物の曝露に対する感受性が高いというデータもあり、その定量的評価が定まっていないことは、今後の検討に際して考慮すべき点と考えられる。」と追加の注記があることに留意した評価が必要である。	大気質の評価にあたっては、整合すべき基準等との対比という観点から年平均値 $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ との対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。
54	*p 233 建設作業等騒音の予測対象時期等が「建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期」とあるが、主要な騒音発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での騒音発生量が最大の時が、敷地境界での騒音最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。	予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、事業実施区域全体での騒音発生量が最大の時期を設定しました。
55	*p 236 道路交通騒音の評価の手法として、基準・目標は「騒音に係る環境基準について」としているが、この環境基準は、①一般の環境基準、②ただし書きの道路に面する地域の環境基準、③特例としての幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準があり、幹線交通を担う道路としては、中央環境審議会の答申を経た環境省の告示ではなく、2001年1月5日環大企第3号で通知されているだけであり、高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などである。今回の5地点はいずれも県道であるため、特例の環境基準を当てはめることになる。しかし、この特例の環境基準は、広島高裁判決（2010年5月20日）の最高裁決定により「昼間屋外値が $\text{LAeq}65\text{dB}$ を超える場合…受忍限度を超える聴取妨害としての生活妨害の被害が発生していると認められる」とし、損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定した。判決で確定した受忍限度を5dB上回るような特例の環境基準は廃止すべきものであることを理解したうえで、評価をすべきである。	現地調査の結果も踏まえ、いずれの地点も幹線交通を担う道路に近接する空間の値を設定しました。 工事用車両や関係車両の走行による騒音の増加を低減できるよう、2市2町及び組合で協力し、低公害車の使用や適切な運行計画の策定等の措置を講じてまいります。
56	道路交通騒音については、そろそろ新しいモデル「ASJ RTN Model-2018」が出そうなので評価書提出時に新しいモデルが発表されていれば用いてください。	道路交通騒音については、新たに公表された「ASJ RTN-Model 2018」を用いて予測を行いました。また、その旨を「第7章」及び「第8章 8.2 騒音及び超低周波音」にも記載しました。
57	低周波音については、同規模（出れば処理方法も同じ）の類似施設でいくつか測定したデータも含めて予測してください。	低周波音については定量的な予測が実施できないことから、類似施設での調査結果を踏まえた定性的な予測を行いました。 なお、現段階は3処理方式を候補としていることから、類似施設の調査結果については3方式すべての処理方式を対象とし、処理量が同等以上の施設を選定しました。

表 5.2.1(17) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
58	*p 237 低周波音の評価の手法として、“事業者の実行可能な範囲内で出来る限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”だけで、通常の項目にある基準・目標がない。しかし、環境省は「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）」で、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値を示している。この参照値を基準・目標とすべきである。 なお、この手引きの参照値の留意事項で「本参照値は、低周波音によると思われる苦情に対処するためのものであり、対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。」とあるが、苦情の発生の可能性を評価するための参照値として十分耐えうるものであり、他の事業者も環境影響評価の基準並みに扱っている。リニア新幹線の環境影響評価では、この値で評価している。また、同時期に先行している豊橋田原ごみ処理施設（業務委託者は、同じ八千代エンジニアリング株式会社名古屋支店）でも、準備書（2019年1月）で手引書の心身に係る苦情に関する参照値との比較をしている。	ご意見も踏まえ、「心身に係る苦情に関する参照値」との比較も行いました。 また、その旨を「第7章」及び「第8章 8.2 騒音及び超低周波音」にも記載しました。
59	*p 240 建設作業等振動の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な振動発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での振動発生量が最大の時が、敷地境界での振動最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。	予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、事業実施区域全体での振動発生量が最大の時期を設定しました。
60	*p 241 施設からの振動の評価の手法で、基準・目標に、振動規制法と県生活保全条例の規制基準がかかっているが、法規制を守るのは当たり前、このような値以下だから問題なしとするようでは環境影響評価の意味がない。削除すべきである。 また、基準・目標に、“振動の感覚閾値”があるが、振動については環境基本法に基づく環境基準は設定されていないため、この振動の感覚閾値で比較することは適切と思われる。規制基準を削除し、振動の感覚閾値だけで評価すべきである。	評価については、法令等の基準等との整合が図られているかと事業者の実行可能な範囲で影響を回避・低減しているかの2つの観点から行うことを基本としています。 ご意見のとおり、施設の運営にあたって法規制を遵守することは当たり前ですが、遵守できる施設であることをお示しすることも、環境影響評価で実施すべきことと考えております。 なお、施設からの振動については自主規制値を新たに設定したため、自主規制値との比較も行っています。
61	*p 243 道路交通振動の評価の手法で、基準・目標が“「道路交通振動の要請限度」となっているが、これは、振動規制法第16条で「限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような環境影響評価なら必要なくなる。環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度で評価しようという姿勢は間違いである。少なくとも、施設からの振動の評価で用いる“振動の感覚閾値”とすべきである。	ご意見も踏まえ、「振動の感覚閾値」との比較も行いました。 また、その旨を「第7章」及び「第8章 8.3 振動」にも記載しました。

表 5.2.1(18) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
62	*p 247 掘削・盛土等の土工による水の濁り(浮遊物質)の評価の手法が、“事業者の実行可能な範囲内で出来る限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”だけで、通常の項目にある基準・目標がない。しかし、水の濁り(浮遊物質)については環境基準が定められているため、水素イオン濃度の評価の手法の基準・目標と同じく「水質汚濁に係る環境基準について」を追加すべきである。	環境基準は通常の状態を基本としていることから、濁水時など特異な状況について用いることは適切ではないと考えております。 工事の実施にあたっては、現地調査結果も踏まえた十分な容量の仮設沈砂池を設置するなど、適切な環境保全措置を講じてまいります。
63	*p 249 掘削・盛土等の土工で、有害物質による土壤汚染の調査場所が“土地利用の状況等を考慮して設定した事業実施区域内の3地点”とあるが、地下水位の調査地点 p255 と異なっている。この地下水位調査地点は “事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸1地点” p253 ということなので、ごみピットのための掘削土壌が発生する場所であり、土地利用の状況等を考慮して設定する以上、ごみピット付近のこの地点は土壤汚染の調査場所として追加すべきである。 また、調査地点1, 2, 3がそれぞれどのような土地利用が予定されているので選定したのかの理由を示すべきである。それなりの土地利用計画が示されていないので断定できないが、配慮書の複数案 p23 で見る限りでは、調査地点1, 2, 3は、新設建物の位置から外れており、もし、掘削するとしてもそれほど量ではないと思われる。土壤汚染で重要なのは、掘削土が汚染されている場合にどう処理するかであり、掘削土の土壤汚染を重点的に調査すべきである。	土壤環境の調査地点については住民の方からの懸念の声も踏まえ、環境影響評価項目として選定したものであり、住民の方からご意見のあった地点を調査地点として設定しています。なお、地点2についてはごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更しました。 事業実施区域については、土壤汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に法令に基づく調査を実施します。

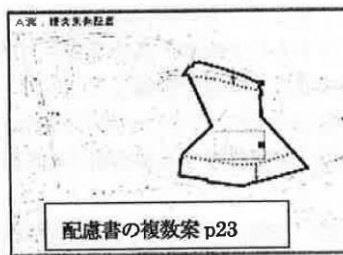
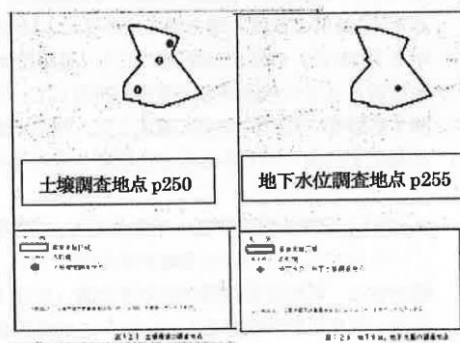


表 5.2.1(19) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
64	*p 254 地下水の状況及び地下水質の評価の手法が“事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”とあるが、これでは不十分である。地下水質の環境基準が有害物質、ダイオキシン類について定められているため、基準・目標として、水質の環境基準、ダイオキシン類（地下水）の環境基準を追加すべきである。 配慮書への意見“事業実施想定区域内の南西地域にある民間ごみ集積場土地は、過去に穴が掘られ産廃等のごみが廃棄されていたとの近隣住民の証言がある。実施想定区域内の北側部分でも同様の住民の証言がある。” p205 への見解ではこの事実関係について触れていない。 現に、知多南部クリーンセンターは、2007年に建設予定地を半田市クリーンセンター敷地内の最終処分場跡地（旧法処分場跡地）に決定し、新たなごみ処理施設の環境影響評価の手続きを開始したが、旧法処分場跡地内の廃棄物層保有水から、ダイオキシン類等が検出された。対策工事費等も膨大になるため2市3町で改めて検討することとし、武豊町地内を代替地にするという合意を得た。やっと2015年7月に、場所を変更した方法書が公表され、2017年11月に準備書が公表された。環境影響評価書が完成したのは2018年8月である。しかし、この武豊町の予定地でもダイオキシン類とフッ素の地下水質が環境基準をこえているため、現在もモニタリングを続けている。こうした事態にならないよう、方法書段階でしっかりした調査をすることを決めておく必要がある。	配慮書に対する意見にある地点については、土壤環境の項目の中で調査地点として選定し、土壤の調査を実施しています。その結果、土壤汚染に係る環境基準値等を超過する値はみられませんでした。 本事業については、基本的に地下水質に影響を及ぼすような行為は行わないため、定性的な予測・評価を行っていますが、事業実施区域は土壤汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に調査を実施し、汚染が確認された場合には、適切な対策を講じる計画としております。
65	*p 256 日照障害の予測方法が“時刻別日影図及び等時間日影図の作成による”とだけあるが、日影規制の対象となる平均地盤面＋4mとするのが通例である。日影規制の対象の平均地盤面＋4mでは、法律を守っているかどうかを判断するだけであり、環境影響評価をする意味がない。法律を守るのは当たり前のことである。“事業実施区域は主にシイ・カシ二次林で、…周囲は市街地及び耕作地が多い地帯” p78 であるため、知事からも“動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”と特別に意見が出されている。この趣旨に従い、高さ4mではなく、地表面での予測・評価を行うべきである。植物にとっては日照が非常に大切である。 また、その意味でも評価の手法の基準・目標が“「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制“だけでは不十分である。	日照障害については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制の対象となる平均地盤面＋4mとし、日影の影響が最も大きくなる冬至日における影響を予測しており、予測の結果、長時間影がかかる範囲は建物周囲に留まるものとなります。 春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、植物への影響は小さいものと考えます。 今後、詳細設計の段階では、建築物を可能な限り小さくできるよう検討を行ってまいります。

表 5.2.1(20) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

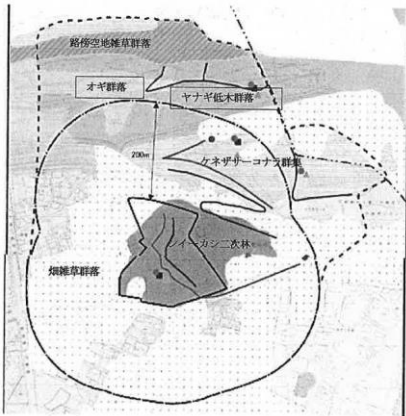
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
66	*p 262 図 7.2.9 動植物の調査地域で、鳥類のラインセンサスルートが事業予定地内に1本、事業予定地北側のケネザサーコナラ群集を中心に1本計画されているが、“事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曽川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲”p257と矛盾している。ヤナギ低木群落(図のピンク色)とオギ群落(図の黄色)の一部をかすめて哺乳類～昆虫類の任意探査だけであるし、ヤナギ低木群落とオギ群落も鳥類のラインセンサスルートに追加すべきである。 これらオギ群落やヤナギ低木群落には“河川敷や水田等耕作地を利用するサギ科、クイナ科、チドリ科の種や、雑木林や草地に生息するキツツキ科、ヒタキ科、ホオジロ科の種が多く確認されている。”p63ため、その実態を正確に把握する必要がある。 	ラインセンサスルートは調査範囲の代表的な場所に設定したものであり、この他に任意観察により、調査実施時の現地の状況も踏まえながら、踏査可能な場所を網羅的に調査しました。
5 その他の事項に関すること(計5意見)		
67	*p 273～287 用語解説があるが、その出典を明記すべきである。環境影響評価の手続き中で2019年1月に準備書を公表した豊橋田原ごみ処理施設の委託業者は、今回の尾張北部環境組合ごみ処理施設と同じ八千代エンジニアリング株式会社名古屋支店であるが、豊橋田原ごみ処理施設の用語解説では、最後に出典として、:「環境アセスメント用語集」(環境影響評価情報支援ネットワークホームページ http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html)と「EIC ネット環境用語集」(一般財団法人環境イノベーション情報機構ホームページ http://www.eic.or.jp/ecoterm/)が記載されている。 例えば、「環境振動」、「寄与濃度」、「自動撮影法」、「大気汚染常時監視測定局」、「任意観察法」、「任意採集法」、「ポイントセンサス法」、「目撃法」、「有害物質」、「有害大気汚染物質」は「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」にもないが、出典は何か。 「要請限度」は「環境アセスメント用語集」で「対策を講じるよう要請することができる」としている。」と間違った説明がしてある。さすがに方法書ではそのままではなく、騒音、振動共に“要請するものとしている”と若干の修正をしている。 必要な用語について正確な情報を記載すべきである。	用語の解説については「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」やその他の専門書等の文献を参考に、住民の方にわかりやすくなるよう作成しているため、必ずしも各文献に記載の内容をそのまま引用しているものではありません。なお、用語の解説は条例等で規定されるものではなく、事業者の意向で作成しているものです。
68	意見をと云う事ですので、愛知県の建設部長さんが、住民や関係機関との合意形成が図られるよう努めて下さいと書いてあります。小淵地区に来てお話しをして下さい。	方法書に関する説明会については江南市、扶桑町及び岐阜県各務原市の3会場で実施しました。準備書に関する説明会も同様の会場で実施することを予定しています。
69	環境保全の意見ではないですが、ほかの環境影響評価では要約版のほかに、配布用の「あらまし」(A3を2枚つなげたぐらいの見開き)を配布してください。	江南市のホームページにおいて、方法書及び要約版を掲載しているので、そちらをご覧ください。

表 5.2.1(21) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
70	事後調査(工事中、供用後)の適切な時期、計画を明確にしてください。	調査、予測、評価結果を踏まえ検討し、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから経過的な観察が必要となるものについて、事後調査を行うこととしました。その内容は「第10章」に記載しました。
71	建設北側の廃物の交渉は大変かと思われるが地主に付加価値的な建設物はないものか。 (具体的には焼却炉からの湯)	北側の焼却炉跡地については、事業実施区域外であるため、見解は控えさせていただきます。

第 6 章 方法書についての愛知県知事の意見 及び都市計画決定権者の見解

第6章 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 6.1(1)～(4)に示すとおりである。

表 6.1(1) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。	方法書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、準備書を作成しました。
1 全般的事項	
(1) 事業計画及び工事計画の具体化にあたっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。	事業計画の具体化にあたっては、環境の保全に関する最新の知見等も踏まえ、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、計画施設における公害防止基準の検討を行いました。 その結果、排出ガス、悪臭、騒音、振動について、法令等よりも厳しい自主規制値を定めることとし、これを遵守し運転を行っていく計画としました。特に、大気質については、大気汚染防止法等の規制基準等に比べ、より厳しい値としています。なお、自主規制値の設定にあたっては、地元地区（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）と協議を行い、それぞれの地区と公害防止協定を締結いたしました。 また、工事計画については、現時点で民間事業者の選定を行っている段階であり、施工業者が決まっておりませんが、本環境影響評価の予測・評価結果を踏まえ、より一層の環境影響の低減について検討してまいります。
(2) 新たなごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の処理方式は、3つの処理方式の中から今後検討して決定するとしているが、決定に係る比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。 なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。	計画施設の処理方式の検討の経緯については、「第2章」に示しました。なお、本事業では、可燃ごみ処理施設の事業方式を DB+0 方式とし、民間事業者へ設計・建設を性能規定により一括発注することにより、民間のノウハウを活かした事業コストの削減と、より質の高い公共サービスの提供を目指すこととしました。このため、準備書段階においては、3つの処理方式から1つの方式に絞り込んでおりません。 環境影響評価の実施にあたっては、評価項目ごとに処理方式による影響の差異の有無を検討の上、必要と考えられる項目について、各処理方式での予測の諸元を設定し、原則として影響が最も大きくなると推定される方式について予測及び評価を行いました。 予測評価の対象とした処理方式の設定方法等は、環境影響評価項目ごとに整理し、「第7章」に示しました。

表 6.1(2) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
(3) 調査地点及び予測地点について、適切に設定するとともに、その理由をわかりやすく示すこと。	調査地点及び予測地点については、事業計画や現地の状況、住民意見等を勘案し設定しました。設定理由については、「第8章」の各項目に示しました。
(4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	現地調査を実施する中で、希少猛禽類であるオオタカの飛翔や生態系上位種となるホンドキツネの営巣が確認されたことから、専門家へのヒアリングを行ったうえで追加調査を実施し、環境保全措置の検討を行った上で、予測及び評価を行いました。
2 大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭	
(1) 事業実施区域が木曽川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	事業実施区域は木曽川沿いに位置しており、特異な風向・風速を有することも考えられることから、地上の風向・風速については事業実施区域において1年間の調査を実施するとともに、4季の上層気象調査を実施し、現地の気象の状況を確認しました。 その結果、地上と上空の風向については、基本的に同様の傾向となっていたことから、地上気象調査結果を基礎データとして大気質の予測を行いました。 また、塩化水素等について、短期濃度の予測についても、現地の気象調査結果を基に予測を行い、その結果を「第8章 8.1 大気質」に示しました。
(2) 既存の2施設を1施設に集約して計画施設が建設され、廃棄物運搬車両等の交通量が増加することが想定されることから、大気質、騒音及び振動の道路沿道への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 また、道路沿道の環境に十分配慮した廃棄物運搬車両等の運行計画を作成するよう構成市町に働きかけること。	本事業の実施により、廃棄物運搬車両等による交通量の増加が想定される主な走行経路沿道の5地点において、大気質、騒音及び振動の調査、予測及び評価を行いました。 また、廃棄物運搬車両について、搬入及び搬出時間の分散化や朝・夕の交通量増加時には廃棄物運搬車両台数を抑えるなど、2市2町及び尾張北部環境組合で協力し、適切な運行計画を策定してまいります。さらに、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう努めるなど、道路沿道環境への影響を可能な限り低減できるような計画としてまいります。
(3) 事業実施区域の近隣に住居が存在することから、施設の供用による騒音及び低周波音、振動並びに悪臭について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	事業実施区域の近隣に住居が存在することから、騒音及び低周波音、振動並びに悪臭については、敷地境界での調査のほか近隣の住宅地付近でも調査を実施し、予測・評価を行いました。 また、施設の供用による騒音、振動及び悪臭については、法令等に基づく規制基準よりもさらに厳しい値を自主規制値として設定し、これを遵守する計画としております。さらに、設備機器類については、低騒音型・低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とするなど、近隣の住居に配慮し、周辺環境への影響を可能な限り低減できるような計画としてまいります。

表6.1(3) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
3 地盤・土壌	
掘削・盛土等の土工に係る土壌環境の現地調査について、掘削が想定される位置及び深度を考慮して、調査地点及び調査深度を適切に設定すること。	事業実施区域の過去の土地利用の状況をみると、主に農用地や樹林地となっています。 土壌環境については住民の方からの懸念の声も踏まえ、環境影響評価項目として選定したものであり、住民の方からご意見のあった地点を調査地点として設定しています。なお、地点2については、ごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更しました。 調査深度は、土壌については、段階的に調査を行うこととし、表層（地上から 15 cm程度）の調査を実施しました。地下水については、地下水位やごみピットの掘削深度を考慮し、地上から 6 m程度の位置で採水を行いました。調査結果は、土壌、地下水ともに環境基準を満足しており、これらの調査結果及び過去の土地利用状況を勘案し、土壌の深度方向の調査は不要であると判断し、表層のみの調査としました。 なお、事業実施区域は、土壌汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に調査を実施する計画としています。
4 動物、植物、生態系	
事業実施区域は木曽川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、工事の実施及び施設の存在による動物、植物及び生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 なお、現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家等の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。	事業実施区域は木曽川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることを踏まえ、動物、植物及び生態系の調査範囲については、木曽川沿いも含んだ範囲としました。 また、現地調査において希少猛禽類であるオオタカの飛翔や生態系上位種となるホンドキツネの営巣が確認されたことから、専門家へのヒアリングを行ったうえで追加調査を実施し、環境保全措置や事後調査計画の検討を行いました。
5 景観	
事業実施区域の近隣に住居が存在することから、建屋や煙突（以下「建屋等」という。）による圧迫感が懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 なお、建屋等の形状、色彩等の検討に当たっては、周辺景観と調和したものとなるように努めること。	事業実施区域の近隣に住居が存在することから、西側や南側の最寄の住宅地付近に調査地点を設定しました。さらに、施設配置等も勘案し、西側にある最寄住居付近の地点を追加し、調査、予測及び評価を行いました。 なお、本事業は、民間事業者により設計・建設を性能規定により一括発注する方式としており、現時点で事業者が決まっておりませんが、今後、詳細な検討を行うにあたり、建屋等の形状や色彩等については周辺景観と調和したものとなるように努めるとともに、緩衝緑地帯の設置など、景観への影響に配慮した計画としてまいります。

表6.1(4) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
6 温室効果ガス等	
計画施設から発生するエネルギーの有効利用を行い、温室効果ガス等の低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。	尾張北部環境組合では、計画施設の整備方針として、「ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に再利用できる施設の実現」を掲げ、廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に努めることを計画しています。 また、温室効果ガス等については、施設で使用するエネルギーにより発生する温室効果ガスとともに、廃棄物発電により発生する電力等による温室効果ガスの削減効果も含めて予測、評価を行い、「第8章 8.15 温室効果ガス等」に示しました。
7 その他	
準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討したうえで、図表等を用いる、専門的な用語には解説を付けるなど、わかりやすい図書となるよう努めました。

第 7 章 都市計画対象事業に係る環境影響評価 の項目並びに調査、予測及び評価の 手法

第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法

本章は、方法書に対する知事意見等を踏まえ、最終的に選定した調査、予測及び評価の手法を示したものである。

7.1 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由

環境影響評価項目は、「環境影響評価指針」（平成11年 愛知県告示第445号）の別表第1の参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第1に掲げられている環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「影響要因」という。）を、「工事の実施」、「土地又は工作物の存在」（以下「施設の存在」という。）及び「土地又は工作物の供用」（以下「施設の供用」という。）の各段階について抽出し、指針別表第1に掲げられている環境の構成要素（以下「環境要素」という。）のうち、抽出した影響要因により影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び環境影響評価の項目は表7.1.1に、環境影響評価の項目を選定した理由及び指針の参考項目であっても非選定とした理由は、表7.1.2(1)～(5)に示すとおりである。

表7.1.1 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			施設の存在	施設の供用				
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸酸化物					◎				
		窒素酸化物	○	○			◎			○	
		浮遊粒子状物質	○	○			◎			○	
		粉じん等	○	○	○						
		有害物質等					◎				
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○							
		施設からの騒音						○			
		道路交通騒音	○							○	
		低周波音						○			
	振 動	建設作業等振動		○							
		施設からの振動						○			
		道路交通振動	○							○	
	悪 臭	特定悪臭物質、臭気指数									○
	水 質	水素イオン濃度			○						
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)									
		水の濁り(浮遊物質質量)			○						
		富栄養化									
		有害物質等									
	地形及び地質	重要な地形及び地質									
	地盤・土壌	土壌環境			○						
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○					
		地下水質			○						
	日照障害					○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動 物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○					
	植 物	重要な種及び群落			○	○					
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景 観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○				○	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○	○		
		残土その他の副産物			○						
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○		○	

注) 表中の「○」は選定した項目を、「◎」は配慮書においても選定した項目を、網掛けは指針別表第1に掲げられている参考項目を示す。

表7.1.2(1) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気質	硫黄酸化物	ばい煙の排出	○ ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる硫黄酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	窒素酸化物	資材等の搬入及び搬出	○ 工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○ 工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○ ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○ ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	浮遊粒子状物質	資材等の搬入及び搬出	○ 工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○ 工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○ ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○ ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	粉じん等	資材等の搬入及び搬出	○ 工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○ 工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○ 工事の実施において、掘削・盛土の土工に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表7.1.2(2) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目			選定 非選定	選定する理由または選定しない理由
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気質	有害物質等	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる有害物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
騒音及び超低周波音	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	施設からの騒音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通騒音	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	低周波音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の低周波音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
振動	建設作業等振動	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	施設からの振動	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通振動	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い施設から漏洩する悪臭が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表7.1.2(3) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目			選定 非選定	選定する理由または選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
水質	水素イオン濃度	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、コンクリート工事に伴い発生するアルカリ性排水が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）	汚水の排出	－	場内で発生するプラント系排水（ごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水）については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併処理浄化槽で処理した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流、雨水については施設内で再利用するとともに、余剰分は一旦雨水流出抑制設備にて貯留した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	水の濁り	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削、盛土等の土工に伴い降雨時に発生する水の濁り（浮遊物質）が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	富栄養化	汚水の排出	－	水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	有害物質等	汚水の排出	－	水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変並びに施設の存在	－	事業実施区域内に重要な地形及び地質が存在しないため。
地盤・土壌	土壌環境	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削工事に伴い発生する発生土が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、ごみピット等の掘削工事に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	ごみピット等地下構造物の設置に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
	地下水質	掘削・盛土等の土工	○	本事業実施以前に起因する現地土壌等の汚染があった場合、地下水質が掘削工事の影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	－	ごみピット等の地下構造物はごみ汚水が土壌中へ浸透、流出しない構造とする計画であり、地下水質に影響を及ぼす要因はないと考えられるため。
日照障害		地形改変並びに施設の存在	○	施設の存在に伴い周辺環境が日照障害の影響を受けるおそれがあるため。

注）表中の「○」は選定した項目、「—」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(4) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等	○	重要な種及び注目すべき生息地が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水（ごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水）については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併処理浄化槽で処理した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流、雨水については施設内で再利用するとともに、余剰分は一旦雨水流出抑制設備にて貯留した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
植物	重要な種及び群落	掘削・盛土等の土工	○	重要な種及び群落が、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
生態系	地域を特徴付ける生態系	建設機械の稼働等	○	地域を特徴付ける生態系が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあるため。
人と自然との触れ合いの活動	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並び施設の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表7.1.2(5) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	資材等の搬入及び搬出	—	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。
	地形改変並びに施設の有無	—	地形改変並びに施設の有無により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。
廃棄物等	廃棄物	○	ごみ処理施設の供用時において、集じん装置によって捕集される排出ガス中の飛灰（ばいじん）等、処理の過程で廃棄物が発生するため。
		○	ごみ処理施設の供用時において、ごみ処理後の廃棄物（焼却灰等）が発生するため。
		○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する汚水は排水処理施設で適正に処理した上で再利用する計画であるが、処理の際に廃棄物（汚泥）が発生するため。
	残土その他の副産物	○	工事の実施において、掘削工事に伴う残土、建設工事に伴う副産物が発生するため。
温室効果ガス等	温室効果ガス等（二酸化炭素等）	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		○	ごみ処理施設の供用時において、ごみの焼却に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。

注）表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

7.2 環境影響評価項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

計画施設の処理方式についてはこれまで、「新ごみ処理施設整備検討委員会」や「ごみ処理方式検討委員会」等により技術の成熟度、処理の安定性、事業の実現可能性（土地利用等）、環境保全性などの観点からの検討結果を踏まえ、以下の3処理方式を候補としている。

- ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化
- ガス化溶融炉・シャフト式
- ガス化溶融炉・流動床式

令和2年度より実施する民間事業者の選定は、令和元年度に組合にて作成した「基本設計」での策定事項を基本条件とし、上記3処理方式を対象に実施する予定であり、準備書公表段階において、処理方式は1つに決定しない。

そのため、「第8章 環境影響の調査、予測及び評価」においては、「基本設計」の内容や、「基本設計」において行ったプラントメーカーへのヒアリング（以下「メーカーヒアリング」という。）結果、平成30年にごみ処理方式検討委員会にて行ったメーカーヒアリング結果^{注）}等をもとに、環境影響評価の項目ごとに環境への影響の大きい処理方式の諸元を用いることを基本として予測・評価を行うこととする。

環境影響評価の項目ごとの予測・評価の対象とする処理方式についての考え方と設定については次頁以降に示すとおりである。

注）「基本設計」において行ったメーカーヒアリングとごみ処理方式検討委員会にて行ったメーカーヒアリングでは、排出ガスの自主規制値など、ヒアリングの前提条件が異なる。

7.2.1 全般に係る設定

7.2.1.1 工事計画

建築物の形状を各処理方式を包含するものとすることや、設備機器の構成はいずれの処理方式でも焼却炉本体以外は基本的に同様であること、また、基本的な工事種類（造成工事、土木建築工事、プラント設備工事等）は処理方式によらないことから、工事工程等は、処理方式によって変わらないと考えられる。したがって、予測の条件となる掘削・盛土等の土工の区域、工事車両台数、建設機械の種類及び台数は、処理方式によらず同様とする。

このため、工事の実施に係る影響の予測・評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

なお、造成計画（掘削・盛土等の土工の区域）については、メーカーヒアリング結果のうち、造成工事の規模が最大となる T.P. 32m とし、工事工程はメーカーヒアリングを基本に整理する。

7.2.1.2 建築物の形状及び配置

建築物の形状については、各処理方式を包含する形状とし、「基本設計」で作成した施設配置図を基本とする。なお、建築物の形状及び配置の設定にあたっては、事業実施区域周辺の土地利用や河川保全区域の規制等の要因も考慮した。

また、造成計画を T.P. 32m とすることから、煙突高さは 52.6m とする。算出手順は、以下のとおりである。

$$\begin{aligned}\text{航空法に係る制限高さ} &= 45\text{m（水平表面の制限高さ）} + 39.6\text{m（飛行場標点の標高）} \\ &= 84.6\text{m}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{設置可能な煙突高さ} &= 84.6\text{m（航空法に係る制限高さ）} - 32\text{m（事業実施区域の標高）} \\ &= 52.6\text{m}\end{aligned}$$

なお、建築物の外観、色調は処理方式によって変わることはない。

7.2.1.3 廃棄物運搬車両等

廃棄物運搬車両等の台数は基本的に搬入する廃棄物の量によって決定することから、予測の条件となる廃棄物運搬車両等の台数は各処理方式で同様となる。

このため、廃棄物等の搬入及び搬出による影響の予測・評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

7.2.2 環境影響評価項目ごとの設定

7.2.2.1 大気質（ばい煙の排出）

ばい煙の排出による影響の予測・評価については、排出ガス量（湿り、乾き）、排出ガス温度、酸素濃度等の違いにより拡散の状況が変わることから、メーカーヒアリング結果をもとに大気汚染物質の排出量を試算し、汚染物質量が最大となる処理方式の諸元で行うこととする。

なお、排出ガス濃度は、いずれの処理方式を採用した場合でも遵守する値である公害防止基準値（自主規制値）を用いるものとし、処理方式による違いはない。

排出ガスの諸元比較は表 7.2.1 に、各諸元に基づき算出した汚染物質量の比較は表 7.2.2 に示すとおりである。比較結果より、予測・評価にあたっては排出する汚染物質の量が最大となる D 社の諸元を用いることとする。

表7.2.1 排出ガス諸元の比較

項 目		A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
湿り排出ガス量 (m ³ _N /時)		18,223	18,800	19,900	23,300	23,900
乾き排出ガス量 (m ³ _N /時)		13,862	14,060	15,550	18,320	19,800
酸素濃度 (%)		4.84	5.16	5.9	7.1	9.6
排出ガス温度 (°C)		168	140	157	189	160
煙突高さ (m)		52.6m				
排出ガス濃度 注	硫黄酸化物	10ppm以下				
	窒素酸化物	25ppm以下				
	塩化水素	10ppm以下				
	ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下				
	水銀	30μg/m ³ _N 以下				
	ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ _N 以下				

注) 自主規制値。酸素濃度 12%換算の値。

表7.2.2 汚染物質量の比較 (1 炉あたり)

項目	単位	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
硫黄酸化物排出量	m ³ _N /h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508
窒素酸化物排出量	m ³ _N /h	0.6222	0.6186	0.6522	0.7074	0.6270
塩化水素排出量	m ³ _N /h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508
ばいじん排出量	kg/h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508
水銀排出量	g/h	0.7467	0.7424	0.7827	0.8488	0.7524
ダイオキシン類排出量	μg/h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508

7.2.2.2 騒音、振動（機械等の稼働）

機械等の稼働による影響の予測・評価について、敷地境界における騒音の予測結果は、どの処理方式においても共通となる蒸気復水器や破砕機、蒸気タービンなどの騒音レベルの大きい機器の諸元や配置、防音処理の内容等により左右されることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

諸元は、各処理方式共通となる騒音発生機器を抽出し、機器ごとにメーカーヒアリングの中で最大となる騒音レベルを設定する。なお、各処理方式を包含できるよう、設定した諸元の合成騒音レベルとメーカーヒアリング結果の合成騒音レベルを比較し、同等以上であることを確認する。

抽出した機器の配置は、「基本設計」での検討内容をもとに設定する。なお、防音処理の内容についてはごみ処理施設において一般的に実施する内容を基本とする。

また、振動についても騒音と同様の方法により諸元を設定する。

メーカーヒアリング結果等をもとに設定した各設備機器等の諸元及び合成騒音・振動レベルの算定結果は、表 7.2.3(1)、(2)に示すとおりである。

表 7.2.3(1) 設定した設備機器の諸元及び合成騒音レベル

区分	No.	機器名	台数	騒音 レベル ^{注1)} (デシベル)	設置場所		
					階数	部屋	吸音 処理 ^{注2)}
可燃 ごみ 処理 施設	1	誘引送風機	2	101	1	誘引送風機室	○
	2	機器冷却水揚水ポンプ	2	90	1	灰処理設備室	
	3	プラント用水給水ポンプ	2	83	1		
	4	脱気器給水ポンプ	2	95	1		
	5	ボイラ給水ポンプ	2	95	1		
	6	駆動用油圧装置	1	106	1		
	7	計装用空気圧縮機	2	90	1	排ガス処理設備補機室	
	8	雑用空気圧縮機	2	110	1		
	9	排ガス再循環送風機	2	105	1		
	10	蒸気タービン	1	110	2	蒸気タービン発電機室	○
	11	可燃性粗大ごみ破砕機	1	115	2	プラットホーム	
	12	灰クレーン	1	95	2	灰ピット上部	
	13	押込送風機	2	96	3	押込送風機室	○
	14	二次送風機	2	107	3		
	15	蒸気復水器	5	99	4	蒸気復水器室(屋外)	○
	16	脱臭用送風機	1	96	4	送風機室 1	○
	17	環境集じん機送風機	1	90	4	送風機室 2	
	18	機器冷却水冷却塔	1	80	5	機器冷却水機塔置場 (屋外)	
	19	ごみクレーン	2	100	5	ごみピット上部	
粗大 ごみ 処理 施設	20	低速回転破砕機	1	98	1	破砕機室	○
	21	高速回転破砕機	1	110	1		
	22	風力選別機	1	102	1	機械選別室	
	23	排風機	1	101	1	換気機械室	
	24	雑用空気圧縮機	2	85	1		
	25	不燃残渣・可燃残渣分離 装置	1	95	2	機械選別室	
	26	アルミ選別機	1	94	2		
	27	磁力選別機	1	100	3	機械選別室	
合成騒音レベル			—	120.7	—	—	—

注1) 騒音レベルは機器1台当たりの機側1mの値である。なお、騒音レベルはメーカーヒアリングをもとに設定した。

注2) 吸音処理の内容は、各部屋ともグラスウール50mmとする。

表 7.2.3(2) 設定した設備機器の諸元及び合成振動レベル

区分	No.	機器名	台数	振動 レベル ^{注)}	設置場所	
					階数	部屋
可燃 ごみ 処理 施設	1	誘引送風機	2	70	1	誘引送風機室
	2	機器冷却水揚水ポンプ	2	55	1	灰処理設備室
	3	脱気器給水ポンプ	2	60	1	灰処理設備室
	4	ボイラ給水ポンプ	2	70	1	灰処理設備室
	5	計装用空気圧縮機	2	60	1	排ガス処理設備補機室
	6	雑用空気圧縮機	2	60	1	排ガス処理設備補機室
	7	蒸気タービン	1	75	2	蒸気タービン発電機室
	8	可燃性粗大ごみ破砕機	1	70	2	プラットホーム
	9	押込送風機	2	70	3	押込送風機室
	10	蒸気復水器	5	78	4	蒸気復水器室(屋外)
	11	脱臭用送風機	1	65	4	送風機室 1
粗大 ごみ 処理 施設	12	低速回転破砕機	1	70	1	破砕機室
	13	高速回転破砕機	1	70	1	破砕機室
合成振動レベル			—	84.1	—	—

注) 振動レベルは機器 1 台当たりの機側 1 m の値である。なお、振動レベルはメーカーヒアリングをもとに設定した。

7.2.2.3 悪臭（施設の供用）

施設の供用による悪臭の予測・評価については、いずれの処理方式についても同様の悪臭防止対策を講じることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

7.2.2.4 地下水の状況、地盤・土壌、日照障害、動物、植物、生態系、景観（施設の存在）

施設の存在による影響の予測・評価については、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

7.2.2.5 廃棄物等（施設の供用）

施設の供用による廃棄物の予測・評価については、処理方式によって発生する廃棄物の種類が異なり、発生量により一概に比較することができないことから、処理方式ごとに行うものとし、メーカーヒアリング結果をもとに記載する。

7.2.2.6 温室効果ガス等（施設の供用）

施設の供用による温室効果ガスの予測・評価については、処理方式によって温室効果ガスの要因となる電力の消費量や燃料等の種類や消費量が異なるため、処理方式ごとに行うものとする。

なお、ばい煙の排出による温室効果ガスについては、予測の条件となる廃棄物の質、焼却量はいずれの処理方式についても同様であることから、処理方式による違いはない。

7.2.3 予測評価の対象とした処理方式

「7.2.1 全般に係る設定」及び「7.2.2 環境影響評価項目ごとの設定」を踏まえて、環境影響評価の項目ごとの予測・評価の対象とした処理方式及び選定理由については、表7.2.4(1)～(3)に示すとおりである。

表7.2.4(1) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却炉	ガス化溶融炉・シャフト式	ガス化溶融炉・流動床式	
大気質	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等				
		掘削・盛土等の土工				
	施設の供用	ばい煙の排出	○			大気汚染物質の排出量試算結果が最大となる諸元とする。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
騒音及び超低周波音 ^{注)} 振動	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等				
		掘削・盛土等の土工				
	施設の供用	機械等の稼働	○			処理方式による大きな差はないと考えられることから、特定の処理方式を対象としない。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
悪臭	施設の供用	施設からの悪臭の漏洩	○			いずれの処理方式についても同様の悪臭防止対策を講じることから、特定の処理方式を対象としない。
水質	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
地盤・土壌	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。

注) 超低周波音は機械等の稼働のみ対象。

表7.2.4(2) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却炉	ガス化溶融炉・シャフト式	ガス化溶融炉・流動床式	
地下水の状況	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
地下水質	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
日照阻害	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
動物	工事の実施	建設機械の稼働等	○			処理方式によって工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
		掘削・盛土等の土工	○			
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
植物	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
生態系	工事の実施	建設機械の稼働等	○			処理方式によって工事工程等是不変なことから、特定の処理方式を対象としない。
		掘削・盛土等の土工	○			
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
景観	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			建築物の外観、色調は処理方式によって変なことから、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。

表7.2.4(3) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却炉	ガス化溶融炉・シャフト式	ガス化溶融炉・流動床式	
人と自然との 触れ合いの活動の場	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			建築物の外観、色調は処理方式によって変わらないこと、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
廃棄物等	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の供用	ばい煙の排出	○	○	○	処理方式によって廃棄物の種類及び量は異なるため、処理方式ごととする。
		機械等の稼働	○	○	○	
		汚水の排出	○	○	○	
温室効果 ガス等	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等	○			
	施設の供用	ばい煙の排出	○			処理する廃棄物の質、量はいずれの処理方式でも同様であることから、特定の処理方式を対象としない。
		機械等の稼働	○	○	○	処理方式によって温室効果ガスの要因は異なるため、処理方式ごととする。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。

7.3 事業実施区域周辺において計画が進められている事業

事業実施区域周辺において現在計画が進められている事業として、表 7.3.1 に示す3事業がある。各事業の位置は、図 7.3.1 に示すとおりである。

このうち、①については令和9年度中の供用開始を予定しており、新愛岐大橋（仮称）供用開始後となる令和12年度の交通量推計を行っているが、工事についての詳細な時期や工程は未定である。

また、②及び③は江南市が事業者となるが、②は緊急時の防災拠点となることは決定しているものの、具体的な工事の実施時期や工事の内容、供用後の利用方法については、いずれの計画も現段階では未定である。

表 7.3.1 現在計画されているその他の事業

事業	事業実施者	利用方法	供用開始
①新愛岐大橋（仮称）	愛知県、岐阜県	道路	令和9年度中予定
②事業実施区域東側エリア	江南市 （国土交通省） ^{注）}	未定 （緊急時の防災 拠点となる）	未定
③事業実施区域西側エリア	江南市	未定	未定

注）国土交通省の事業として緊急時の防災拠点を整備するが、緊急時以外の利用は江南市が管理を行う。

以上を踏まえ、現段階で予測諸元の設定が可能な①新愛岐大橋（仮称）建設事業の供用時には、現地調査結果に基づく予測とともに、参考として本事業の供用時における車両走行に関する予測（大気質、騒音、振動、人と自然との触れ合いの活動の場）を行うこととする。^{注）}

また、②や③の事業については、詳細な計画等が未定であるものの、可能な範囲で予測（動物、植物、生態系、景観）に含めることとする。

また、各事業実施者と随時計画の進捗状況等を共有し、必要に応じて適切な対策を検討する。

注）予測にあたっては、愛知県一宮建設事務所が推計した新愛岐大橋（仮称）供用後の一般交通量（令和12年度）（以下「推計値」という。）を用いた。

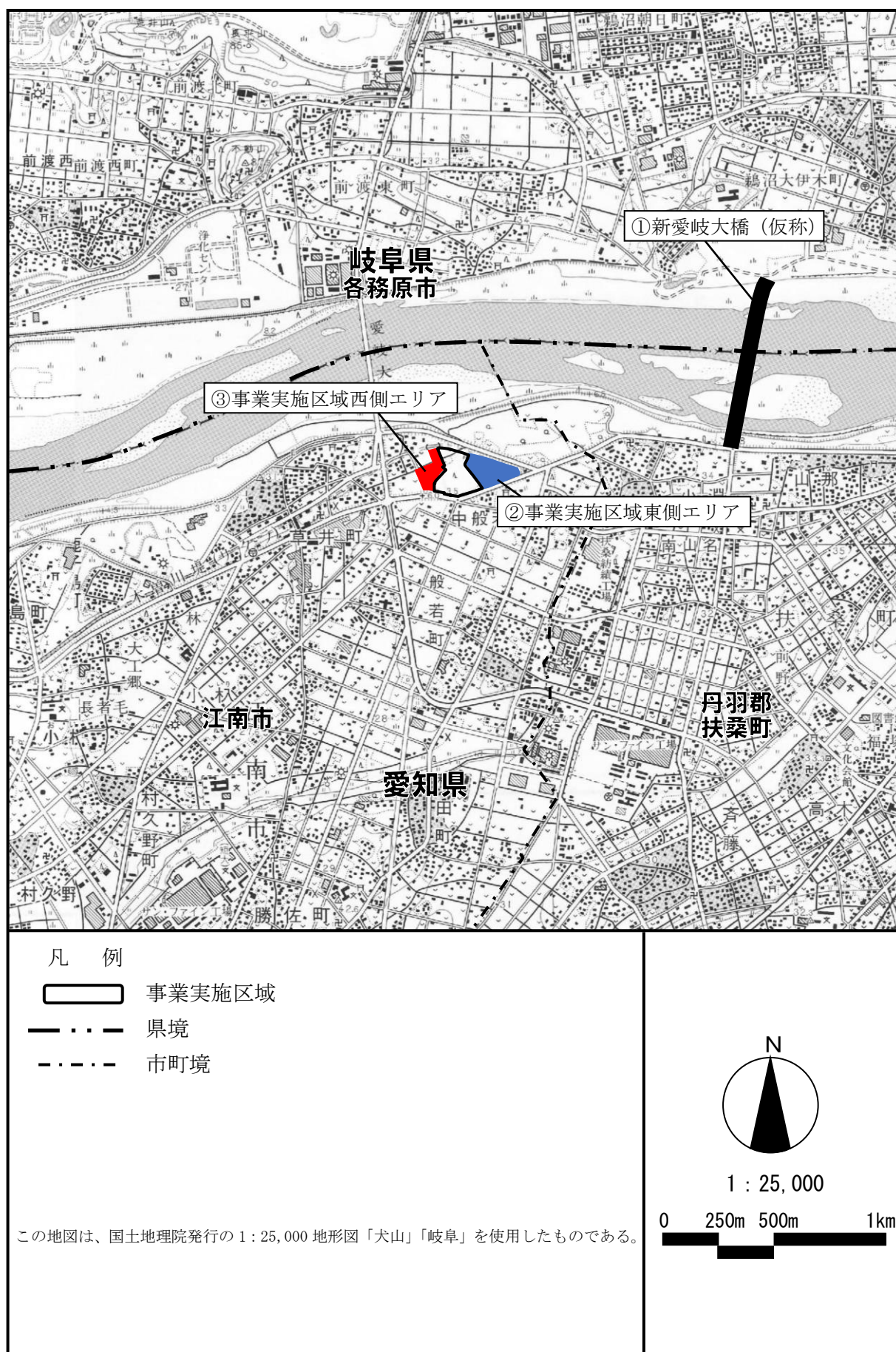


図 7.3.1 現在計画されているその他の事業の位置

7.4 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由

調査及び予測の手法は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての愛知県知事意見及び指針別表第2に掲げられている参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定した。また、評価の手法は、指針第21の規定に留意し選定した。

調査、予測及び評価の手法は、表7.4.1～表7.4.16に示すとおりである。

なお、方法書についての愛知県知事意見や意見書の内容、「7.2 環境影響評価項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由」や「7.3 事業実施区域周辺において計画が進められている事業」に示した内容等を踏まえ、方法書から変更した部分について、下線等を付けて示した。また、変更した理由は表下部に示した。

表7.4.1(1) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 資材等の運搬及び廃棄物等の運搬に使用される道路の状況、交通量及び走行速度の状況 (3) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m）、気温（地上1.5m）、湿度（地上1.5m）、日射量（ <u>地上6m</u> [※] ）及び放射収支量（地上1.5m）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路の状況：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測 (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路沿道

※ 調査地点周辺の状況を考慮し、地上6mに変更した。

表7.4.1(2) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道5地点(地点1～5) (図7.4.1 道路沿道大気質の調査地点参照) (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、住居等の分布状況等を勘案した5地点(地点1～5) (図7.4.1 道路沿道大気質の調査地点参照) (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等 ② 現地調査 事業実施区域1地点(地点A) (図7.4.2 環境大気質及び気象の調査地点参照)
		調査期間等	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 四季に各1週間連続測定 (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日*の2日(各24時間) (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定

※ 調査は、年間の平均的な道路状況を把握するため秋季を基本とし、その中で調査地点周辺のイベントの開催状況等及び調査当日の天候を勘案し調査日を設定した結果、土曜日の22時から翌日の22時までの24時間での調査となったため、「(土曜日)」の記載を削除した。

表7.4.1(3) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出	予測の基本的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
	<施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	予測地点	現地調査地点と同じ
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の走行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値
		<参考>※	予測地点において、施設の稼働が定常の状態となり新愛岐大橋（仮称）が整備された時期について、プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値の予測を行う。

※ 事業実施区域周辺において新愛岐大橋（仮称）建設の計画が進められていることから、参考として追加で予測を行うこととした。

表7.4.1(4) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質	<工事の実施> 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m）、気温（地上1.5m）、湿度（地上1.5m）、日射量（ <u>地上6m</u> [※] ）及び放射収支量（地上1.5m）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 事業実施区域1地点（地点A） （図7.4.2 環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等 ② 現地調査 事業実施区域1地点（地点A） （図7.4.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定

※ 調査地点周辺の状況を考慮し、地上6mに変更した。

表7.4.1(5) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 (続き)	<工事の実施> 建設機械の稼働等 (続き)	予測の基本的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な影響濃度分布及び最大着地濃度出現地点
		予測対象時期等	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値

表7.4.1(6) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
粉じん等	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工	調査すべき情報	(1) 降下ばいじん量の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m）
		調査の基本的な手法	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 「衛生試験法・注解2015 4.4.1.2 2) 日本薬学会」に基づく方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 事業実施区域1地点（地点A） （図7.4.2 環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等 ② 現地調査 事業実施区域1地点（地点A） （図7.4.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 四季に各1ヵ月間 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	資材等運搬車両等の走行、建設機械の稼働等、掘削・盛土等の土工による粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	資材等運搬車両等の走行、建設機械の稼働等、掘削・盛土の土工による粉じんに係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等の走行、建設機械の稼働等、掘削・盛土の土工による粉じんに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表7.4.1(7) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	<施設の供用> ばい煙の排出	調査すべき 情報	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質（水銀、塩化水素、ダイオキシン類）の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（地上10m）、気温（地上1.5m）、湿度（地上1.5m）、日射量（ <u>地上6m</u> [※] ）及び放射収支量（地上1.5m） ② 上層気象 風向・風速及び気温（地上1,000mまで50mごと）の鉛直分布
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質：環境基準に規定する測定の方法 ・水銀：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年 環境省）に準拠した方法 ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年 環境庁）に準拠した方法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年改訂 環境省）に準拠した方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ア 地上気象 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法 イ 上層気象 「高層気象観測指針」（平成16年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び事業実施区域から半径約3kmの範囲

※ 調査地点周辺の状況を考慮し、地上6mに変更した。

表7.4.1(8) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

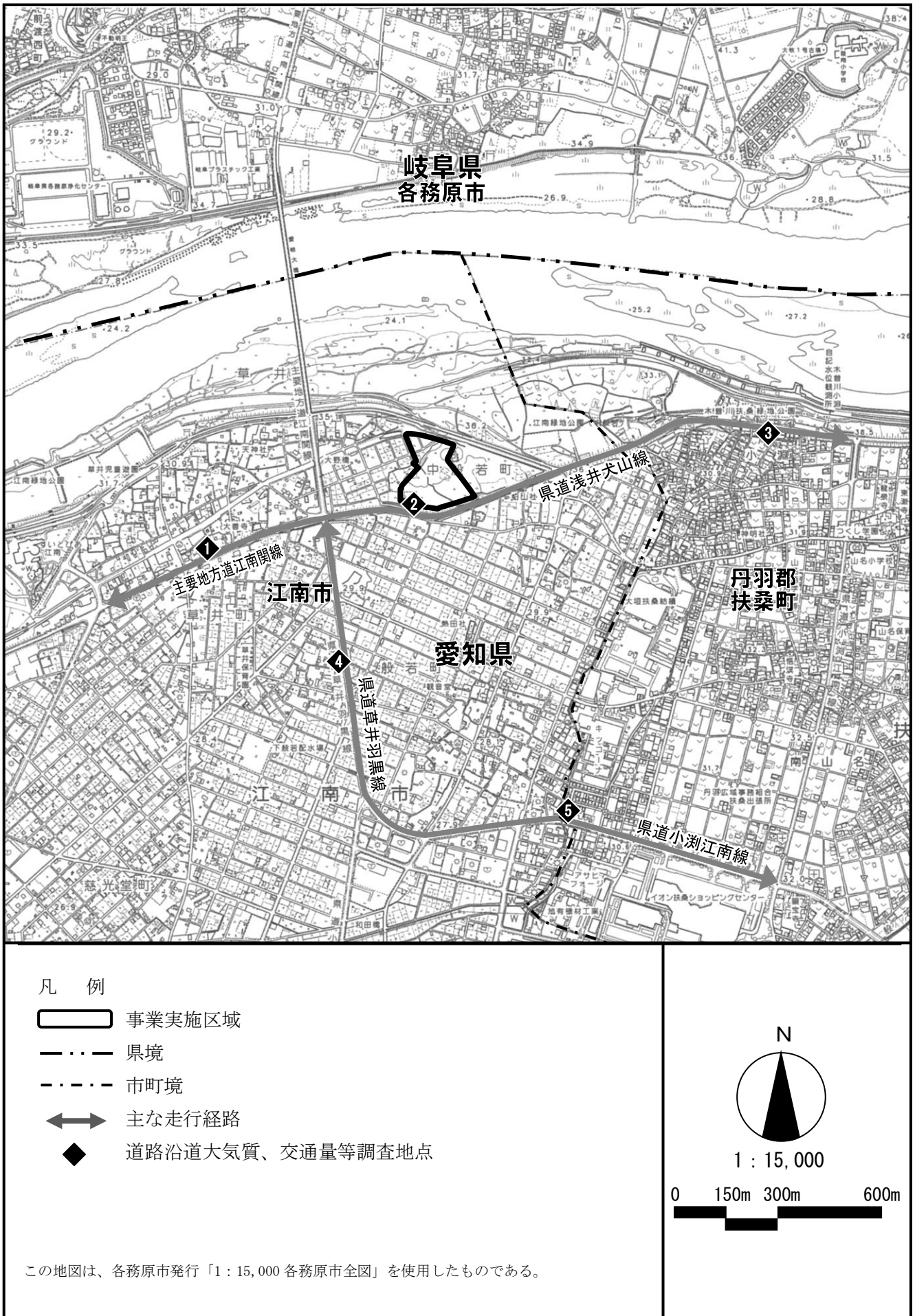
項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 (続き)	<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	調査地点	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 事業実施区域 : 1 地点 (地点A) 事業実施区域周辺 : 5 地点 (地点B～F) ※微小粒子状物質については事業実施区域 1 地点 (調査地域において主風向の風下 (南東側) と反対側 (北西側)、これに直行する方向 (南西側、北東側) を基本として、学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定 : 図7.4.2 環境大気質及び気象の調査地点参照) (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 江南市古知野町測定局等 ② 現地調査 ア 地上気象 事業実施区域 : 1 地点 (地点A) 事業実施区域周辺 : 5 地点 (地点B～F) (風向・風速のみ測定) イ 上層気象 事業実施区域 1 地点 (地点A) (地上 1,000m までの範囲) (図7.4.2 環境大気質及び気象の調査地点参照)

表7.4.1(9) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 (続き)	<施設の供用> ばい煙の排出 (続き)	調査期間等	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 事業実施区域 : 1年間連続測定 事業実施区域周辺: 四季に各1週間連続測定 (2) 微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 四季に各1週間連続測定 (塩化水素、水銀は四季に各7日間(1検体/日)、ダイオキシン類は四季に各7日間(1検体/7日)) (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 ア 地上気象 事業実施区域 : 1年間連続測定 事業実施区域周辺: 四季に各1週間連続測定 イ 上層気象 四季に各1週間(1日あたり8回)
		予測の基本的な手法	(1) 長期予測(年平均値) プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる予測 (2) 短期予測(高濃度出現条件下における1時間値) 高濃度発生のある可能性がある次の条件を対象とし、プルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測 ・大気安定度不安定時 ・上層逆転時 ・接地逆転層崩壊時 ・ダウンウォッシュ時(煙突後流) ・ダウンドラフト時(建物後流)
		予測地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な影響濃度分布及び最大着地濃度出現地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期

表7.4.1(10) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 （続き）	<施設の供用> ばい煙の排出 （続き）	評価の手法	ばい煙の排出による硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日環大規第136号））による塩化水素の目標環境濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年環境省通知 環管総発第03090004号）による水銀の指針値 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」



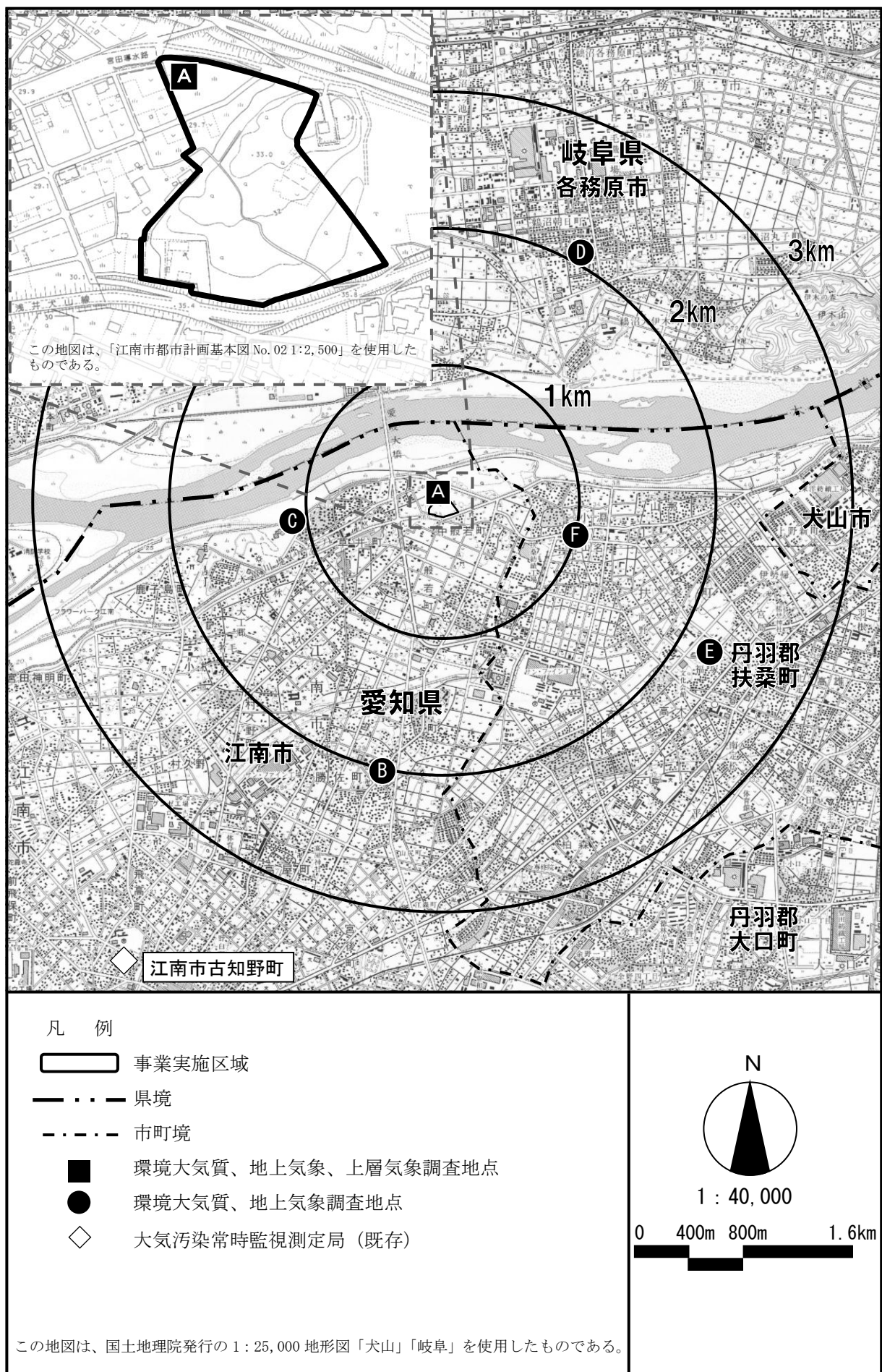


図 7.4.2 環境大気質及び気象の調査地点

表 7.4.2(1) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
建設作業等騒音	<工事の実施> 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況
		調査の基本的な手法	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 騒音の状況 最寄住居側の事業実施区域敷地境界付近2地点（地点1、2）及び周辺の住宅地を代表する2地点（地点3、4）の計4地点 （図7.4.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点の周辺
		調査期間等	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日*の2日（24時間） (2) 地表面の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 騒音の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	ASJ CN-Model 2007（日本音響学会式）による予測
		予測地域	音の伝搬特性を考慮して、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な騒音レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」 ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

※ 調査は、年間の平均的な道路状況を把握するため秋季を基本とし、その中で調査地点周辺のイベントの開催状況等及び調査当日の天候を勘案し調査日を設定した結果、土曜日の22時から翌日の22時までの24時間での調査となったため、「（土曜日）」の記載を削除した。

表7.4.2(2) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
施設からの騒音	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 騒音の状況
		調査の基本的な手法	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の地点に同じ
		調査期間等	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の期間に同じ
		予測の基本的な手法	騒音伝搬理論式による予測
		予測地域	音の伝搬特性を考慮して、機械等の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な騒音レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」 ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」 ・ <u>公害防止に係る自主規制値</u> ※

※ 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」等による規制値に比べ、より厳しい自主規制値を新たに設定したため追加した。

表7.4.2(3) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通騒音	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通騒音の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況
		調査の基本的な手法	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測
	＜施設の供用＞ 廃棄物等の搬入及び搬出	調査地域	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
		調査地点	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、住居等の分布状況等を勘案した5地点（地点1～5） （図7.4.4 道路交通騒音、振動の調査地点参照） (2) 沿道の状況 道路交通騒音の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道のうち、道路交通騒音の調査地点と同様の5地点（地点1～5）

表7.4.2(4) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通騒音 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	調査期間等	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日1日^{※1}の2日（16時間：6時～22時） (2) 沿道の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通騒音の状況の現地調査時 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通騒音の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	ASJ RTN-Model 2018 ^{※2} （日本音響学会式）による予測
		予測地域	音の伝搬特性を踏まえて、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道住居付近
		予測地点	現地調査地点と同じ
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の走行による騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行による騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「騒音に係る環境基準について」
		<参考> ^{※3}	予測地点において、施設の稼働が定常の状態となり新愛岐大橋（仮称）が整備された時期について、ASJ RTN-Model 2018（日本音響学会式）による予測を行う。

※1 調査は、年間の平均的な道路状況を把握するため秋季を基本とし、その中で調査地点周辺のイベントの開催状況等及び調査当日の天候を勘案し調査日を設定した結果、日曜日の6時から22時までの16時間での調査となったため、「（土曜日）」の記載を削除した。

※2 一般社団法人日本音響学会により、道路交通騒音の予測モデルの見直しが行われたため変更した。

※3 事業実施区域周辺において新愛岐大橋（仮称）建設の計画が進められていることから、参考として追加で予測を行うこととした。

表7.4.2(5) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
低周波音	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 低周波音の状況 (2) 地表面の状況
		調査の基本的な手法	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年 環境庁)に準拠した方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	機械等の稼働に伴う低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 低周波音の状況 最寄住居側の事業実施区域敷地境界付近2地点(地点1、2) (図7.4.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照) (2) 地表面の状況 低周波音の状況の調査地点の周辺
		調査期間等	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 平日1日(24時間) (2) 地表面の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 低周波音の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例による定性的予測
		予測地域	低周波音の伝搬特性を考慮して、機械等の稼働による低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働による低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 <u>また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。</u> <u><基準・目標></u> <u>・「心身に係る苦情に関する参照値</u> <u>(G特性92dB)」※</u>

※ 方法書に対する意見書の内容を踏まえ追加した。なお、追加した参照値は「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月 環境省環境管理局)に示されるものであるが、その取扱いについては、「低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱の再周知について」(事務連絡平成26年12月26日 環境省水・大気環境局大気生活環境室)において次のとおり示されている。

1. 参照値は、固定発生源(ある時間連続的に低周波音を発生する固定された音源)から発生する低周波音について苦情の申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断するための目安として示したものである。
2. 参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。
3. 心身に係る苦情に関する参照値は、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを設定したものである。なお、参照値は低周波音の聴感特性に関する実験の集積結果であるが、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度ではあるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。

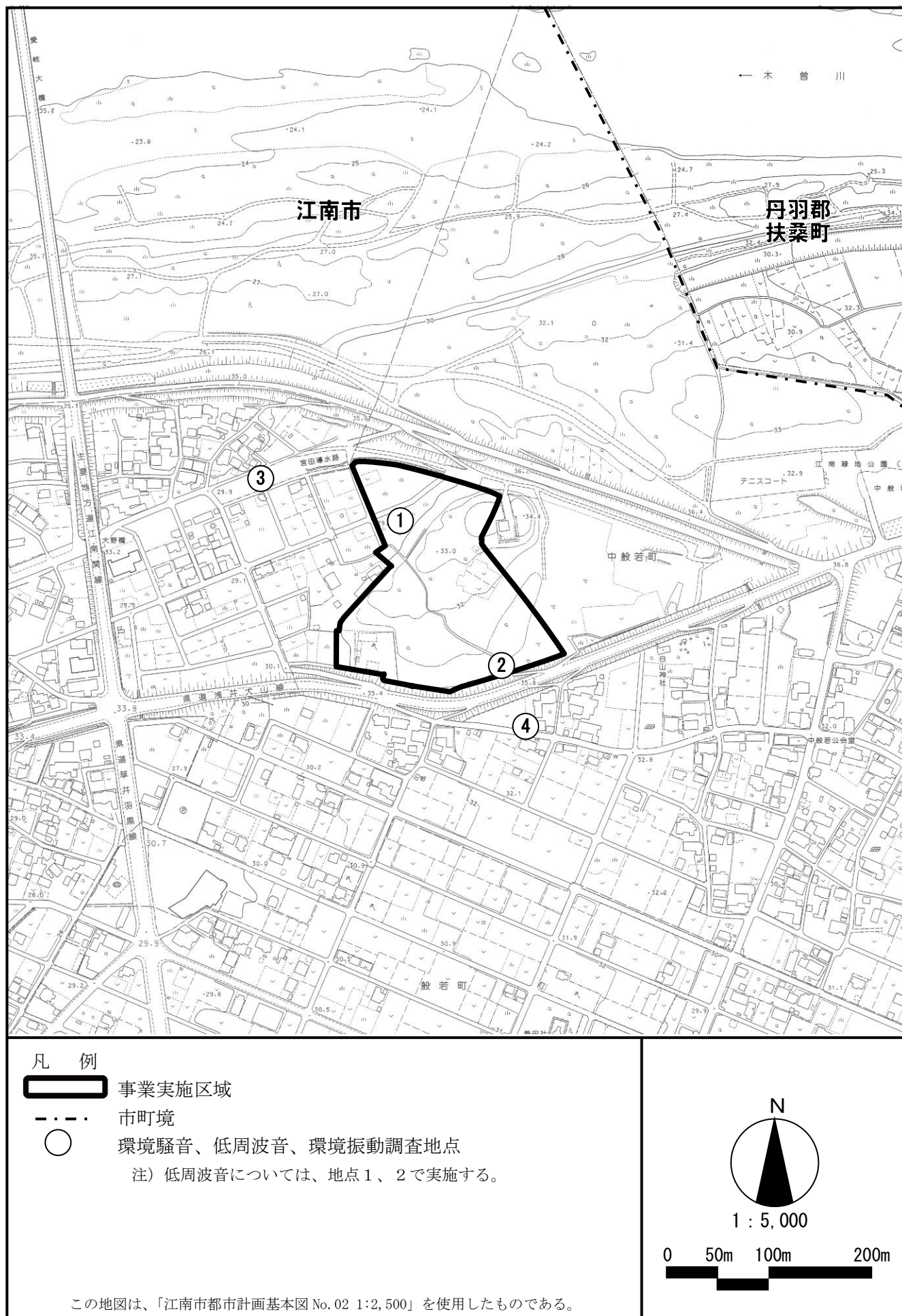


図 7.4.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点

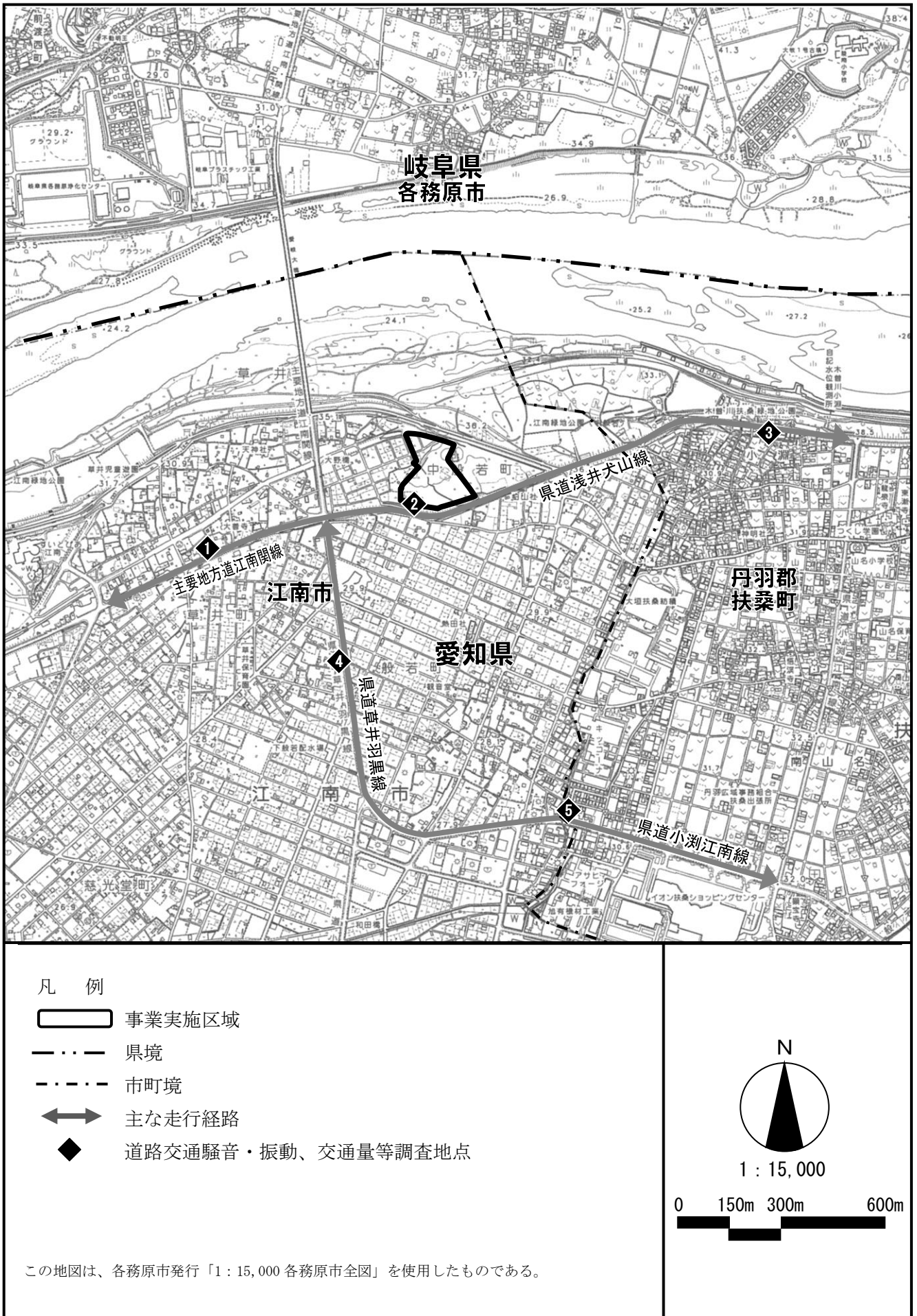


図 7.4.4 道路交通騒音、振動の調査地点

表7.4.3(1) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
建設作業等振動	<工事の実施> 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	(1) 振動の状況 ① 現地調査 JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく方法 (2) 地盤の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 振動の状況 最寄住居側の事業実施区域敷地境界付近2地点（地点1、2）及び周辺の住宅地を代表する2地点（地点3、4）の計4地点 （図7.4.3 環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地盤の状況 振動の状況の調査地点の周辺
		調査期間等	(1) 振動の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日*の2日（24時間） (2) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 振動の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	振動の伝搬理論式による予測
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、建設機械の稼働による振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な振動レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「振動規制法施行規則」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

※ 調査は、年間の平均的な道路状況を把握するため秋季を基本とし、その中で調査地点周辺のイベントの開催状況等及び調査当日の天候を勘案し調査日を設定した結果、土曜日の22時から翌日の22時までの24時間での調査となったため、「（土曜日）」の記載を削除した。

表7.4.3(2) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
施設からの振動	<施設の供用> 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の地点に同じ
		調査期間等	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の期間に同じ
		予測の基本的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な振動レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」 ・振動の感覚閾値 ・ <u>公害防止に係る自主規制値</u> ※

※ 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」等による規制値に比べ、より厳しい自主規制値を新たに設定したため追加した。

表7.4.3(3) 調査、予測及び評価の手法（振動）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通振動	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通振動の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 (4) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 振動規制法施行規則に定める測定方法に準拠した方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測 (4) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 「道路環境整備マニュアル」に準拠した方法
		調査地域	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
		調査地点	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、住居等の分布状況等を勘案した5地点（地点1～5） （図7.4.4 道路交通騒音、振動の調査地点参照） (2) 沿道の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道のうち、道路交通振動の調査地点と同様の5地点（地点1～5） (4) 地盤の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺

表7.4.4 調査、予測及び評価の手法（振動）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通振動 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	調査期間等	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日1日※ ¹ の2日（7時～20時（毎正時後10分間）） (2) 沿道大気質 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時 (4) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時のうち、いずれか1日
		予測の基本的な手法	旧建設省土木研究所提案式による予測
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道住居付近
		予測地点	現地調査地点と同じ
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の走行による振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行による振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「道路交通振動の要請限度」 ・振動の感覚閾値※ ²
		<参考>※ ³	予測地点において、施設の稼働が定常の状態となり新愛岐大橋（仮称）が整備された時期について、旧建設省土木研究所提案式による予測を行う。

※1 調査は、年間の平均的な道路状況を把握するため秋季を基本とし、その中で調査地点周辺のイベントの開催状況等及び調査当日の天候を勘案し調査日を設定した結果、日曜日の7時から20時までの13時間での調査となったため、「（土曜日）」の記載を削除した。

※2 方法書に対する意見書の内容を踏まえ追加した。なお、振動感覚閾値とは、人が振動を感じ始めるとされる値であり、「道路交通振動の評価と対策技術」（平成27年7月 公益社団法人 土木学会）等において、55デシベルといわれている。

※3 事業実施区域周辺において新愛岐大橋（仮称）建設の計画が進められていることから、参考として追加で予測を行うこととした。

表7.4.5 調査、予測及び評価の手法（悪臭）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
臭気指数	<施設の供用> 施設からの悪臭の漏洩	調査すべき情報	(1) 悪臭（特定悪臭物質、臭気指数）の状況 (2) 気象（風向・風速、気温、湿度）の状況
		調査の基本的な手法	(1) 悪臭の状況 ① 現地調査 ・特定悪臭物質：「特定悪臭物質の測定方法」に準拠した方法 ・臭気指数：三点比較式臭袋法 (2) 気象の状況 ① 現地調査 「地上気象観測指針」（平成14年 気象庁）に準拠した方法
		調査地域	悪臭の拡散の特性を踏まえて、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 悪臭の状況 ・特定悪臭物質、臭気指数 調査当日の風上、風下を考慮した事業実施区域敷地境界付近2地点（地点A、B） ・臭気指数 周辺の住居を代表する2地点（地点C、D） （図7.4.5 悪臭の調査地点参照） (2) 気象の状況 事業実施区域1地点（地点A） （図7.4.2 環境大気質及び気象の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 悪臭の状況 梅雨期、夏季に各1日1回 (2) 気象の状況 1年間連続測定
		予測の基本的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例による定性的予測
		予測地域	悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	施設からの悪臭の漏洩による悪臭に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「悪臭防止法施行規則」による敷地境界における規制基準 ・公害防止に係る自主規制値※

※ 「悪臭防止法施行規則」による規制値に比べ、より厳しい自主規制値を新たに設定したため追加した。

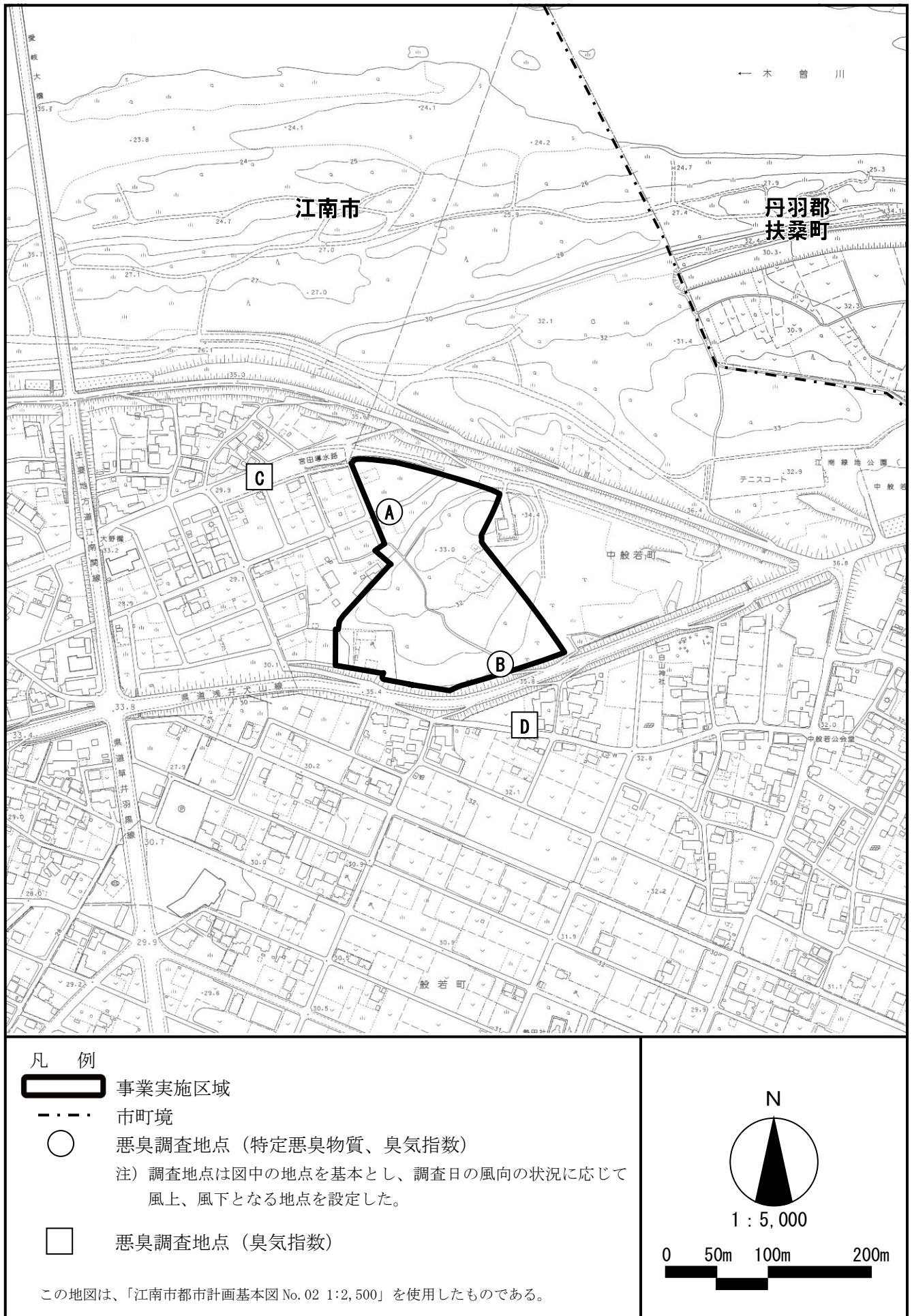


図 7.4.5 悪臭の調査地点

表7.4.6(1) 調査、予測及び評価の手法（水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
水素イオン濃度	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	調査すべき情報	水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 (2) 現地調査 ・水素イオン濃度：環境基準に規定する測定の方法 ・流量：JIS K 0094
		調査地域	コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 (2) 現地調査 放流先となる排水路の1地点 (図7.4.6 水質の調査地点参照)
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 過去5年間程度 (2) 現地調査 四季に各1日1回
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて、コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	現地調査地点と同じ
		予測対象時期等	コンクリート打設等による公共用水域の水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「水質汚濁に係る環境基準について」

表7.4.6(2) 調査、予測及び評価の手法（水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
水の濁り	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	調査すべき情報	(1) 水の濁り（浮遊物質質量）、濁度及びその調査時における流量の状況 (2) 土質の状況
		調査の基本的な手法	(1) 浮遊物質質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・浮遊物質質量：環境基準に規定する測定の方法 ・濁度：JIS K 0101 ・流量：JIS K 0094 (2) 土質の状況 沈降試験
		調査地域	土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	(1) 浮遊物質質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 ② 現地調査 放流先となる排水路の1地点 (図7.4.6 水質の調査地点参照) (2) 土質の状況 事業実施区域の代表的な1地点
		調査期間等	(1) 浮遊物質質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 降雨時1回（ピーク時を含む10回程度採水） (2) 土質の状況 1回
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて、土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	現地調査地点と同じ
		予測対象時期等	工事の実施による公共用水域の水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	工事の実施による水の濁りに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

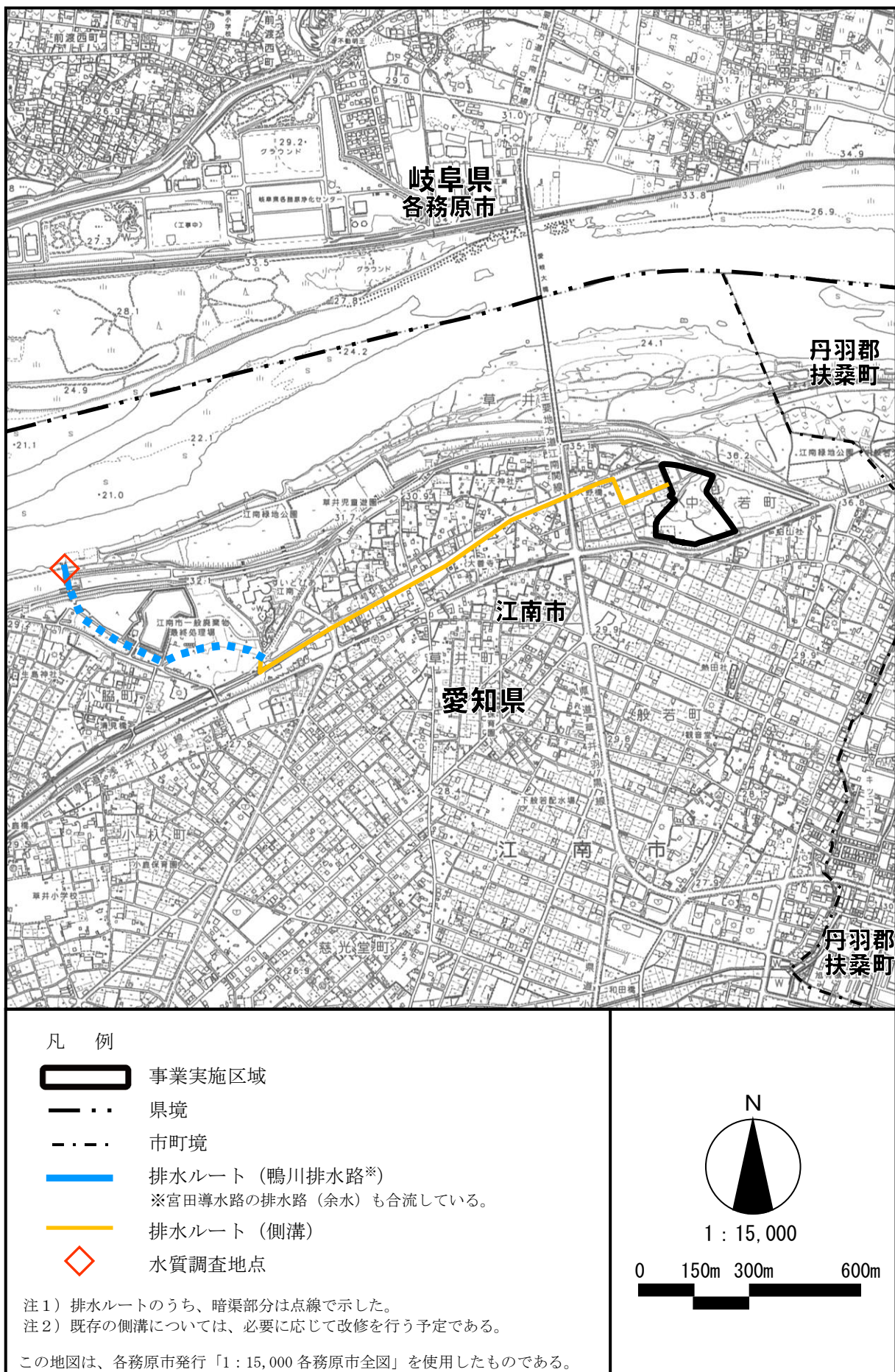


図7.4.6 水質の調査地点

表7.4.7 調査、予測及び評価の手法（地盤・土壌）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
土壌環境	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	調査すべき情報	(1) 土地利用及び居住状況 (2) 有害物質（土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類）による汚染状況
		調査の基本的な手法	(1) 土地利用及び居住の状況 文献その他の資料及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 有害物質による汚染状況 「土壌の汚染に係る環境基準について」、 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年 環境省）等に記載の方法
		調査地域	掘削・盛土等の土工に伴う土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 土地利用及び居住状況 事業実施区域及びその周辺 (2) 有害物質による汚染状況 土地利用の状況等を考慮して設定した事業実施区域内の3地点（地点1～3） （図7.4.7 土壌環境の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 土地利用及び居住状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 有害物質による汚染状況の現地調査時 (2) 有害物質による汚染状況 1回
		予測の基本的な手法	調査結果及び事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	工事計画を踏まえて、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	掘削・盛土等の土工時期
		評価の手法	掘削・盛土等の土工による土壌環境に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「土壌の汚染に係る環境基準について」 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」

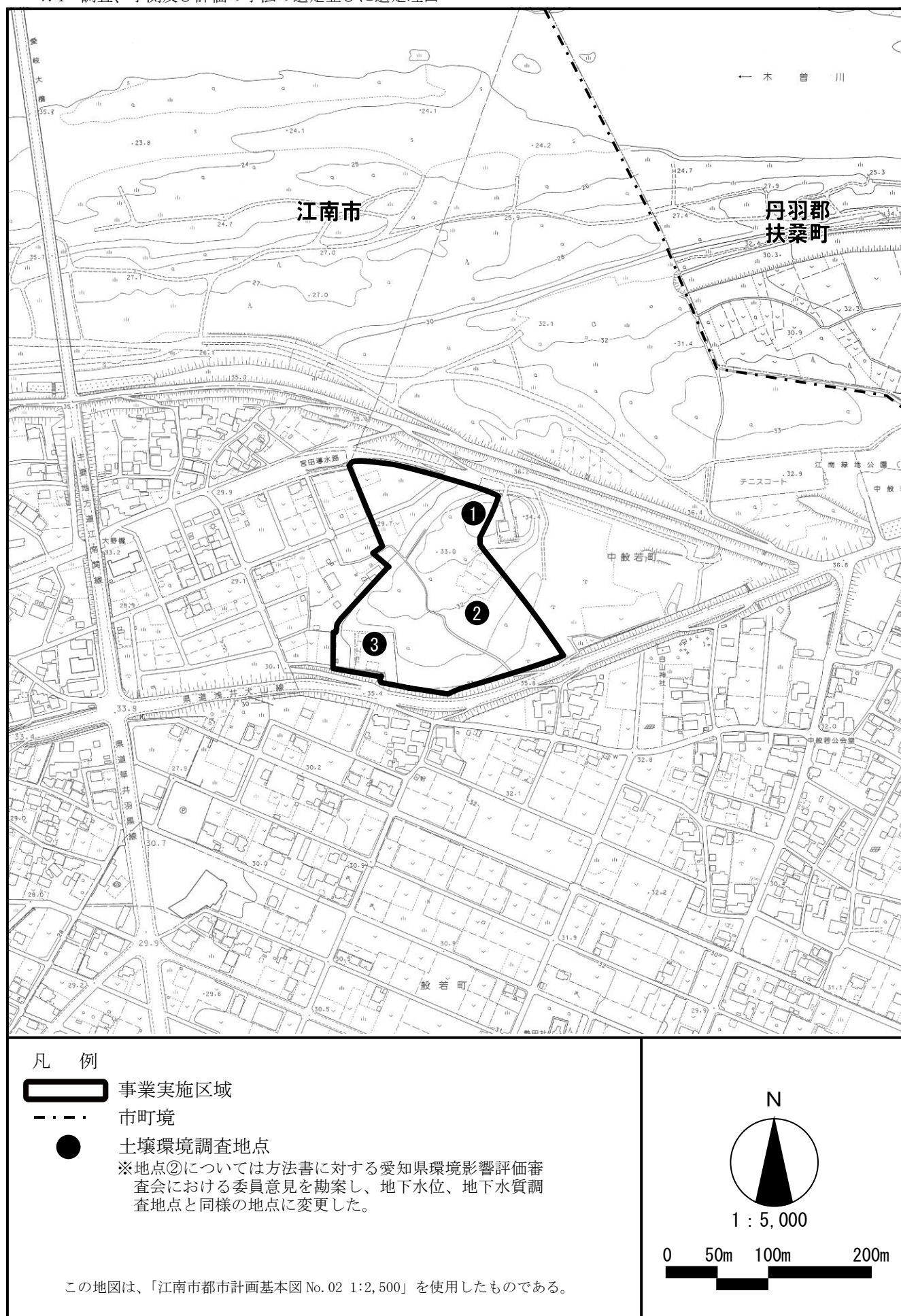


図 7.4.7 土壤環境の調査地点

表 7.4.8(1) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工 <施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在	調査すべき情報	(1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地下水の利用の状況
		調査の基本的な手法	(1) 地形、地質及び地盤の状況 事業実施区域及びその周辺でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 事業実施区域でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 事業実施区域の観測井戸での測定 (3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情報の整理及び解析
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・盛土等の土工、施設の存在による地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 地形、地質及び地盤の状況 事業実施区域及びその周辺 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸1地点 (図7.4.8 地下水位、地下水質の調査地点参照) (3) 地下水の利用の状況 事業実施区域及びその周辺
		調査期間等	(1) 地形、地質及び地盤の状況 最近年について収集 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 四季に各1日1回 (3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画・事業計画に基づいた定性的予測
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土等の土工、施設の存在による地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ

表7.4.8(2) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況 （続き）	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工	予測対象時期等	(1) 工事の実施 掘削工事による環境影響が最大となる時期 (2) 施設の存在 施設の存在で環境影響を的確に把握できる時期
	＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在 （続き）	評価の手法	掘削・盛土等の土工、施設の存在に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.4.8(3) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	調査すべき情報	(1) 地下水質（地下水環境基準項目及びダイオキシン類）の状況 (2) 地形、地質及び地盤の状況 (3) 地下水の利用の状況
		調査の基本的な手法	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 ・地下水環境基準項目：環境基準に規定する測定の方法 ・ダイオキシン類：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準に規定する測定の方法 (2) 地形、地質及び地盤の状況 事業実施区域及びその周辺でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 (3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情報の整理及び解析
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸1地点 (図7.4.8 地下水位、地下水質の調査地点参照) (2) 地形、地質及び地盤の状況 事業実施区域及びその周辺 (3) 地下水の利用の状況 事業実施区域及びその周辺
		調査期間等	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 四季に各1日1回 (2) 地形、地質及び地盤の状況 最近年について収集 (3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度

表7.4.8(4) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質 (続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工 (続き)	予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画に基づいた定性的予測
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	掘削工事による環境影響が最大となる時期
		評価の手法	掘削・盛土等の土工に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

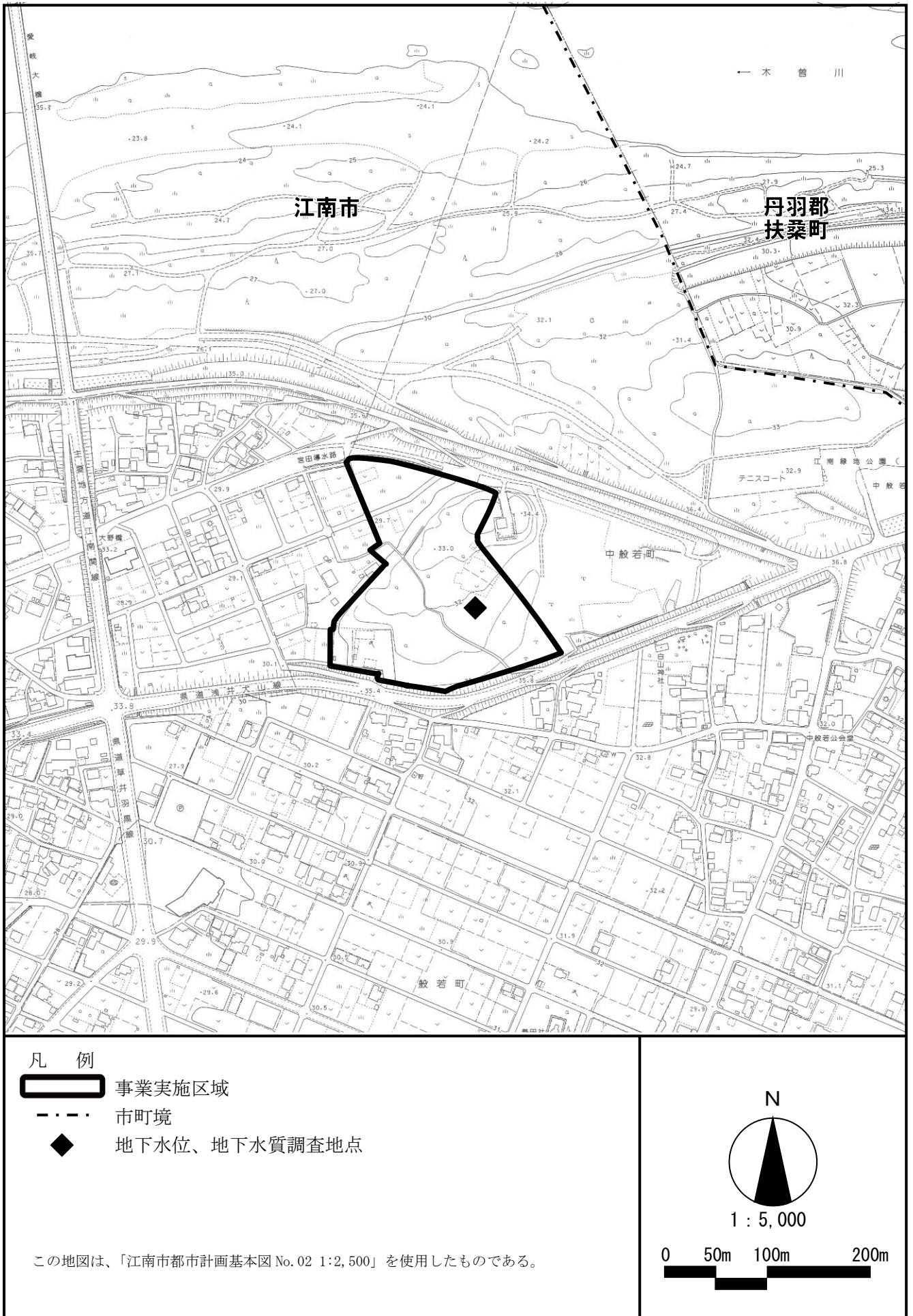


図 7.4.8 地下水位、地下水質の調査地点

表7.4.9 調査、予測及び評価の手法（日照障害）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
日照障害	<施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在	調査すべき 情報	(1) 土地利用及び居住の状況 (2) 地形の状況
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		調査地点	事業実施区域及びその周辺
		調査期間	土地利用及び居住の状況並びに地形の状況を適切に把握できる時期
		予測の基本的な手法	時刻別日影図及び等時間日影図の作成による予測
		予測地域	調査地域のうち、土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及びその周辺
		予測地点	土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点
		予測対象時期等	施設の設置が完了した時期の冬至日
		評価の手法	施設の存在による日照障害に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 <基準・目標> ・「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制

表7.4.10(1) 調査、予測及び評価の手法（動物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地	<工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理・解析 (2) 現地調査 ・哺乳類：目撃法、フィールドサイン法、トラップ法、自動撮影法 ・鳥類：任意観察法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法 ・猛禽類：行動圏調査、繁殖状況調査、生息環境調査※ ¹ ・昆虫類：任意採集法、バイトトラップ法、ライトトラップ法 ・両生類、爬虫類：任意観察法 ・魚類：任意採集法 ・底生動物：任意採集法 ・クモ類：任意観察法 ・陸産貝類：任意観察法 ・ホンドキツネ：目撃法、フィールドサイン法、自動撮影法、トラップ法（シャーマントラップ、かご罠）※ ²
		調査地域	動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曽川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲 なお、行動範囲の広い種については生態的特性を考慮し、適切な調査地域を設定した。※ ¹ 、※ ²
		調査地点	調査地域のうち、環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 <工事の実施> 事業実施区域及び周囲約200mを基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲（図7.4.9 動植物の調査地域参照）、放流先となる排水路の1地点を含む範囲（図7.4.10 魚類、底生動物、水生植物相の調査地点参照） <u>猛禽類については営巣地の確認状況及び有識者ヒアリングの結果を踏まえた範囲（図7.4.11 猛禽類の調査地点参照）※¹</u> <u>ホンドキツネについては事業実施区域より概ね2kmの範囲（図7.4.12 ホンドキツネの調査地点参照）※²</u> <施設の存在> 事業実施区域及び周囲約200mを基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲（図7.4.9 動植物の調査地域参照） <u>猛禽類については営巣地の確認状況及び有識者ヒアリングの結果を踏まえた範囲（図7.4.11 猛禽類の調査地点参照）</u> <u>ホンドキツネについては事業実施区域より概ね2kmの範囲（図7.4.12 ホンドキツネの調査地点参照）※¹、※²</u>

※1 現地踏査において希少猛禽類であるオオタカが事業実施区域周辺で確認されたことから、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年 環境省）を踏まえ、有識者に調査内容を確認した上で調査を追加した。

※2 現地調査において、事業実施区域周辺の生態系における上位種に位置するホンドキツネが事業実施区域内で営巣していることが確認されたことから、生息環境、行動範囲及び主要な餌動物であるネズミ科の分布状況を明らかにするために追加で調査を行った。なお、ホンドキツネの一般的な行動範囲（2～8km²）を踏まえ、営巣地から半径2kmの範囲を目安として調査範囲を設定した。

表7.4.10(2) 調査、予測及び評価の手法（動物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地（続き）	<工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在 （続き）	調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回 ・鳥類：春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季に各1回 ・猛禽類：1 営巣期目：3～7月に各月2日 2 営巣期目：1～7月に各月2日※ ¹ ・昆虫類：春季、夏季、秋季に各1回 ・両生類、爬虫類：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・魚類：春季、夏季、秋季に各1回 ・底生動物：早春季、夏季、冬季に各1回 ・クモ類：夏季、秋季、冬季に各1回 ・陸産貝類：初夏、冬季に各1回 ・ホンドキツネ：12月～8月に各1回※ ²
		予測の基本的な手法	重要な種及び注目すべき生息地について、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲 なお、行動範囲の広い種については生態的特性を考慮し、適切な予測地域を設定した。※ ¹ 、※ ²
		予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

※1 現地踏査において希少猛禽類であるオオタカが事業実施区域周辺で確認されたことから、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年 環境省）を踏まえ、有識者に調査内容を確認した上で調査を追加した。

※2 現地調査において、事業実施区域周辺の生態系における上位種に位置するホンドキツネが事業実施区域内で営巣していることが確認されたことから、生息環境、行動範囲及び主要な餌動物であるネズミ科の分布状況を明らかにするために追加で調査を行った。なお、調査期間は動物調査における調査に加え、交尾期から幼獣が分散する時期にあたる12月～8月に、継続して実施した。

表7.4.11(1) 調査、予測及び評価の手法（植物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び群落	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 維管束植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 特に重要で、なおかつ大きな影響を受けるおそれがある種が存在する場合におけるその種の集団構造及び繁殖特性 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理・解析 (2) 現地調査 ・植物相：任意観察調査 ・植生：植生図作成調査、植生調査（コドラート法） ・水生植物相：任意観察調査
		調査地域	植物の生育及び植生の特性を踏まえて、重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曽川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲
		調査地点	調査地域のうち、環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 <工事の実施> 事業実施区域及び周囲約200mを基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲（図7.4.9 動植物の調査地域参照）、及び放流先となる排水路の1地点を含む範囲（図7.4.10 魚類、底生動物、水生植物相の調査地点参照） <施設の存在> 事業実施区域及び周囲約200mを基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲（図7.4.9 動植物の調査地域参照）
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・植物相：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・植生：秋季1回 ・水生植物相：春季、夏季、秋季に各1回

表7.4.11(2) 調査、予測及び評価の手法（植物）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び群落 (続き)	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工 <施設の存在> 地形改変並びに 施設の存在 (続き)	予測の基本的な手法	重要な種及び重要な群落について、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲
		予測対象時期等	植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による植物の重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表7.4.12 調査、予測及び評価の手法（生態系）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地域を特徴付ける生態系	<工事の実施> 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 (3) 代償措置を検討する場合における注目される動植物の種又は生物群集の特性、現生息・生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び動物、植物の現地調査結果を踏まえた定性的、定量的情報の収集並びに当該情報の整理・解析
		調査地域	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路
		調査期間等	動植物の調査時期に準じた時期
		予測の基本的な手法	注目種（上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種）等の分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、工事計画・事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	動植物の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲 なお、行動範囲の広い種については生態的特性を考慮し、適切な予測地域を設定した。 [※]
		予測対象時期等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による地域を特徴づける生態系の注目種等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

※ 現地調査において、事業実施区域周辺の生態系における上位種に位置するホンドキツネが事業実施区域内で営巣していることが確認されたことから、ホンドキツネの一般的な行動範囲（2～8km²）を踏まえ予測地域を設定した。

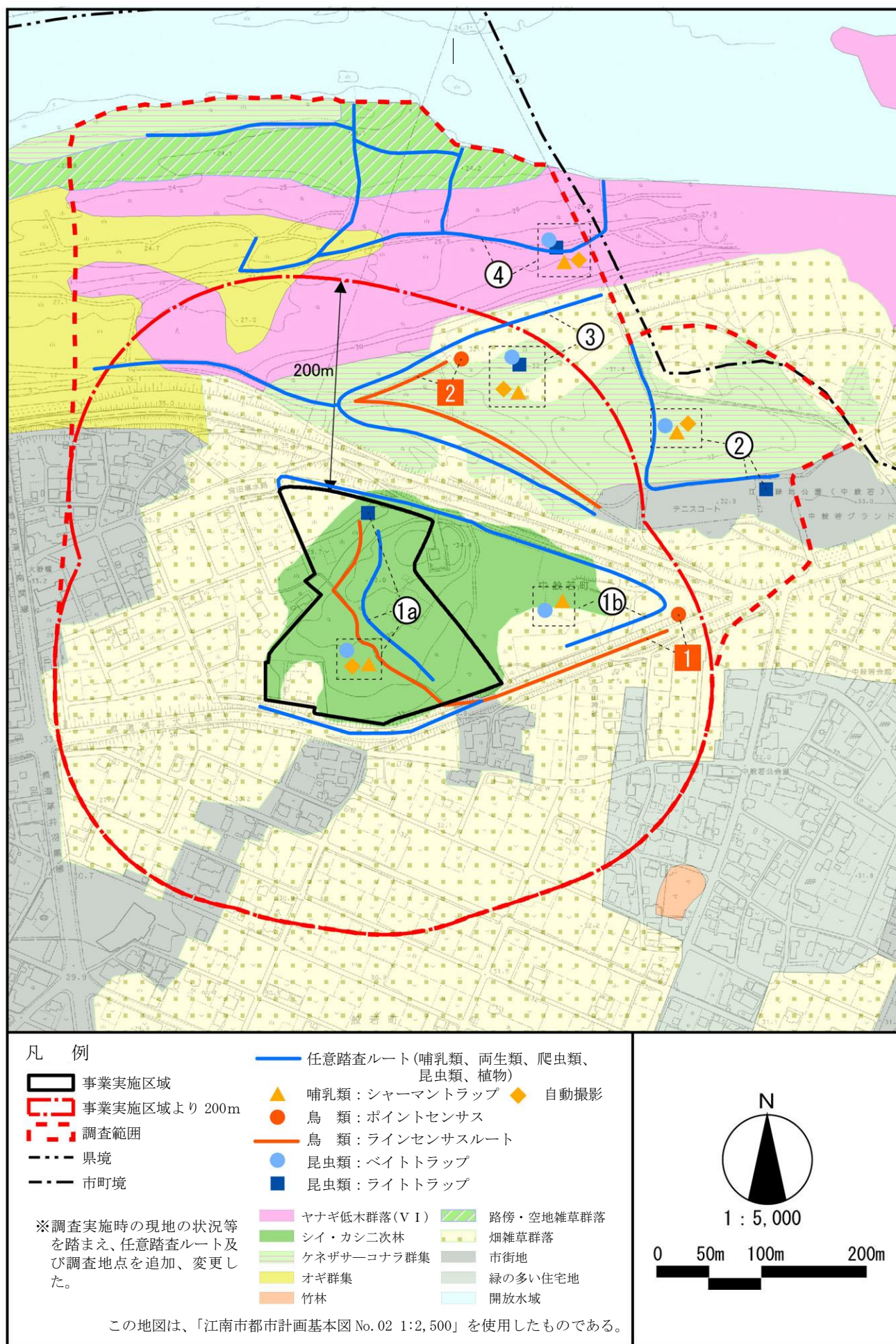


図 7.4.9 動植物の調査地域

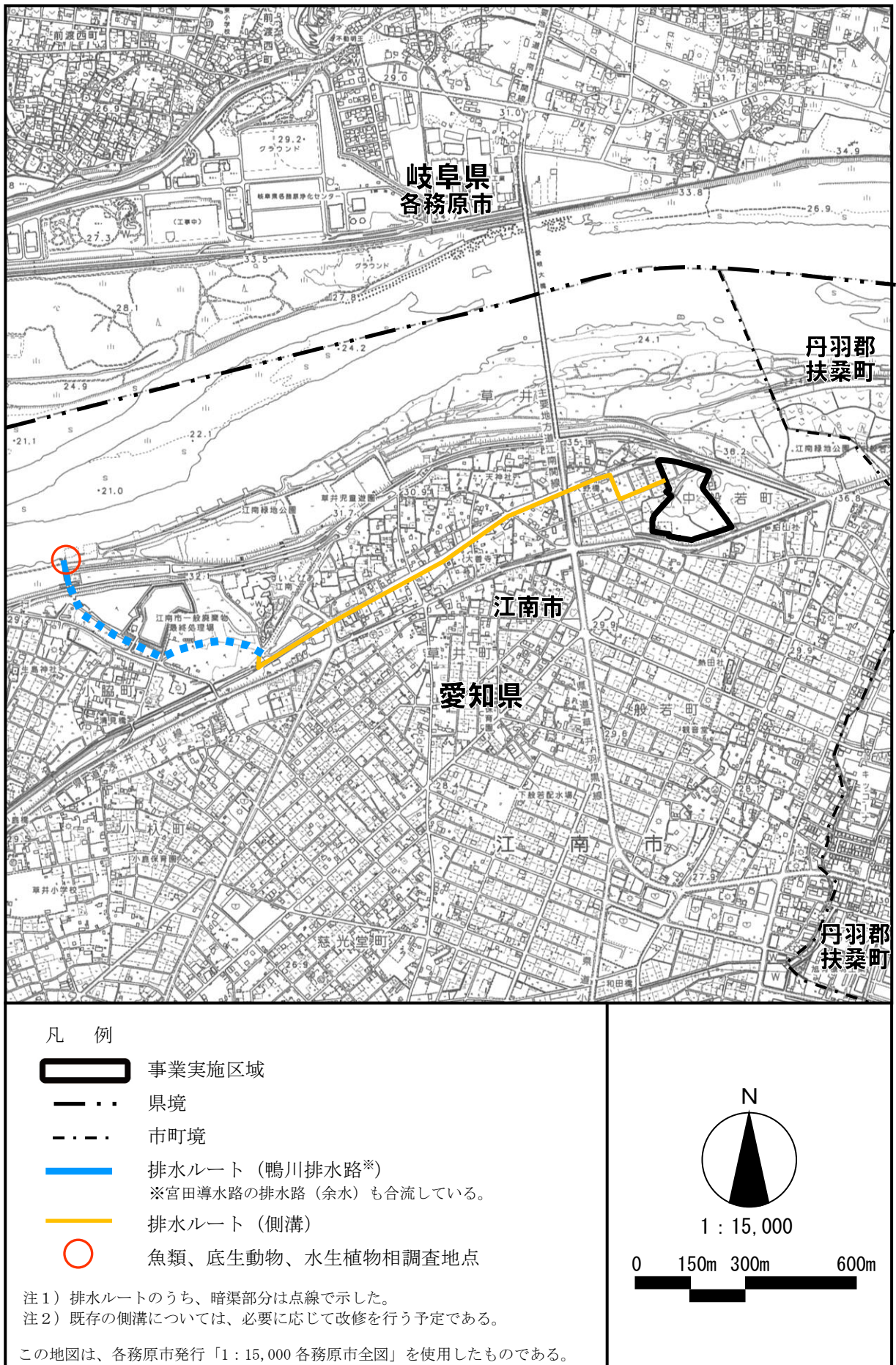


図7.4.10 魚類、底生動物、水生植物相の調査地点



図7.4.11 猛禽類の調査地点

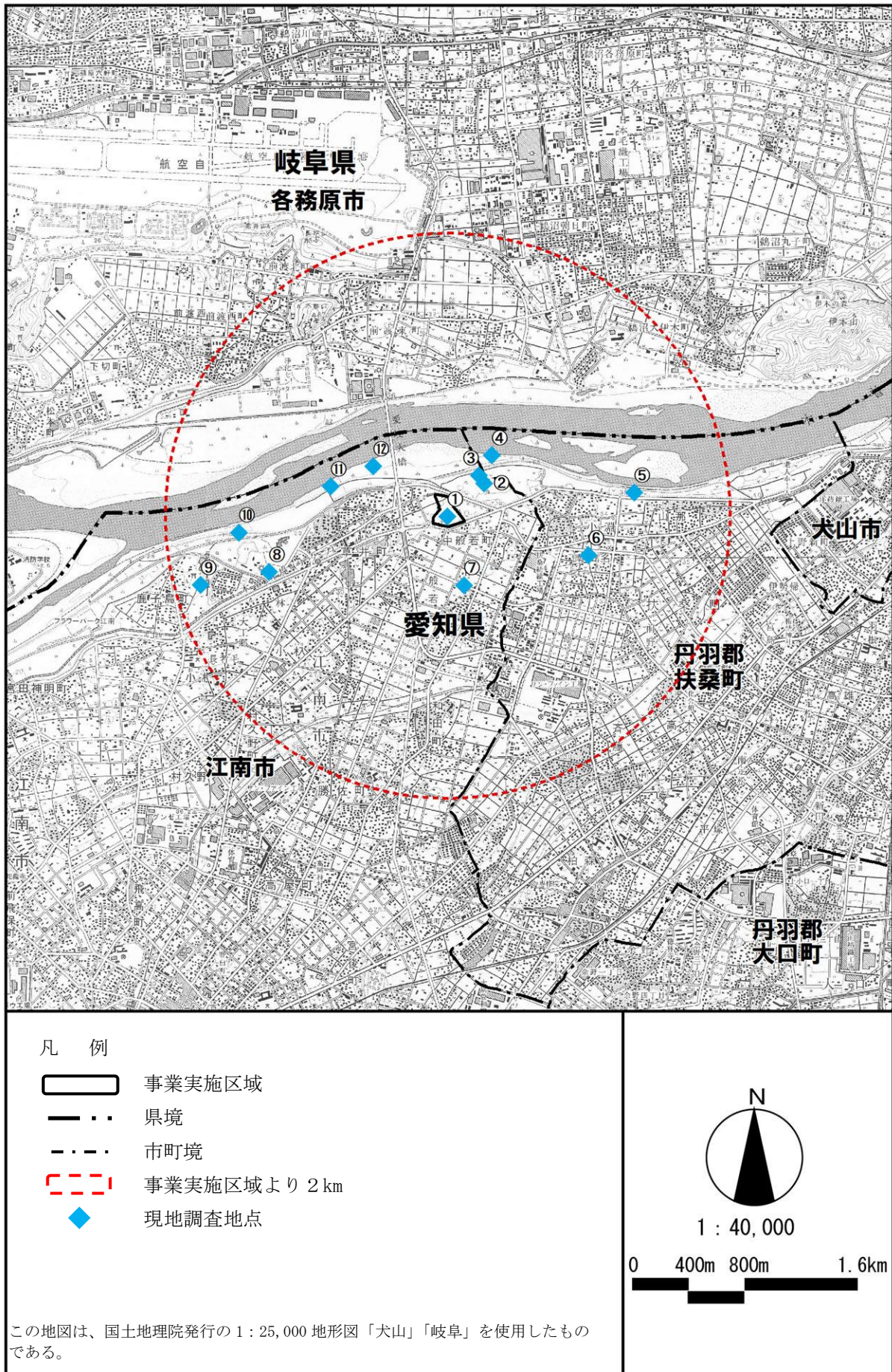


図7.4.12 ホンドキツネの調査地点

表7.4.13 調査、予測及び評価の手法（景観）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 景観資源の状況 (2) 主要な眺望点の状況 (3) 主要な眺望景観の状況
		調査の基本的な手法	(1) 景観資源の状況 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (2) 主要な眺望点の状況 ① 文献その他の資料調査 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (3) 主要な眺望景観の状況 ① 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析
		調査地域	景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における景観に係る影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 眺望点及び眺望景観については、日常生活における視点の場及び不特定多数の人が集まる地点計10地点（地点1～10）※（図7.4.13 景観の調査地点参照）
		調査期間等	① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 落葉季、繁茂季に各1回
		予測の基本的な手法	フォトモンタージュ法等による定性的予測
		予測地点	調査地点に同じ
		予測対象時期等	施設が存在で環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	地形改変並びに施設の存在による景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

※ 施設配置や方法書に対する愛知県環境影響評価審査会における委員意見を勘案し、西側最寄住居付近として地点10を追加した。

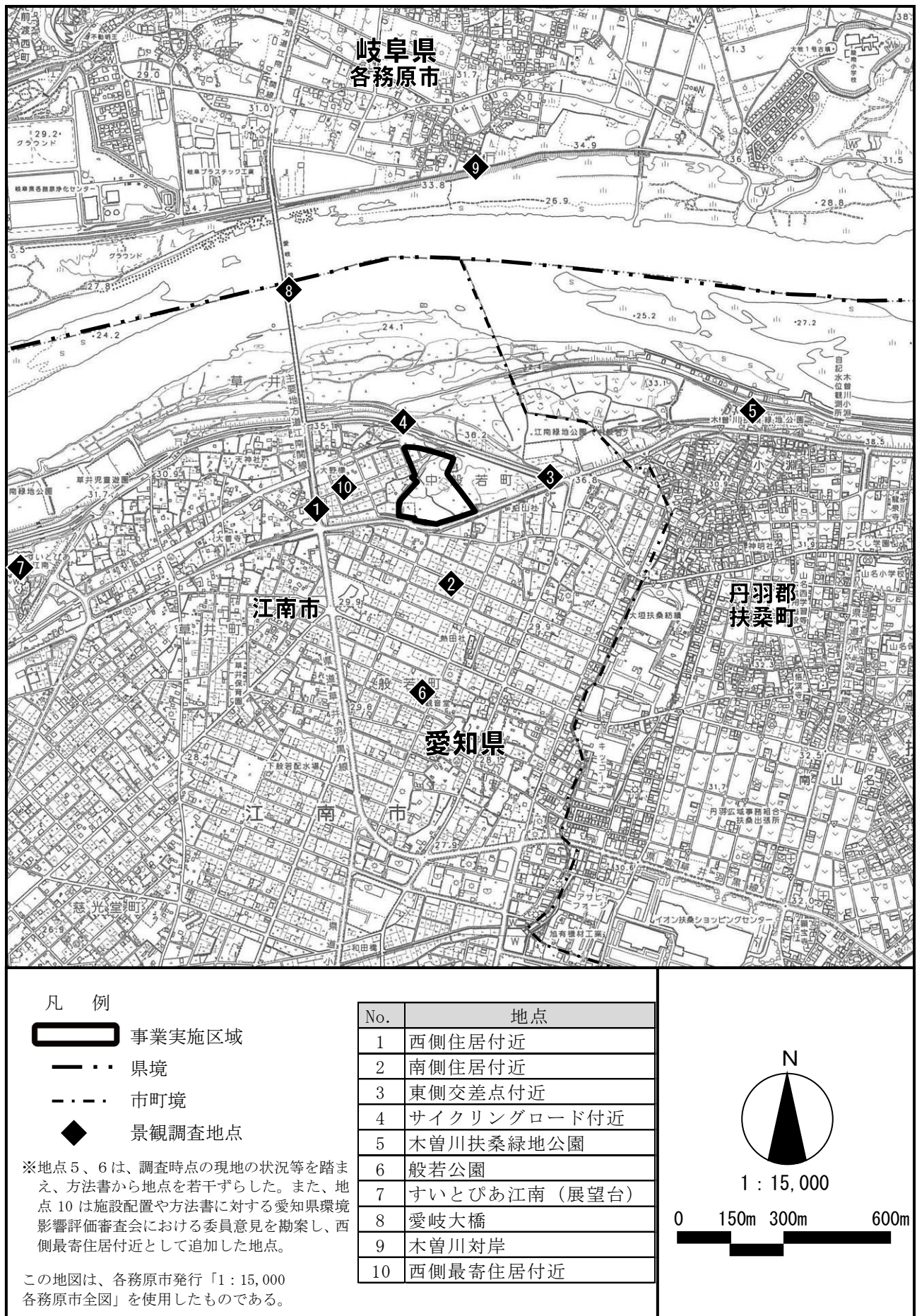


図7.4.13 景観の調査地点

表7.4.14(1) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合い活動の場）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の使用> 地形改変並びに施設の存在 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 (3) <u>道路構造及び当該道路における交通量の状況</u> [※]
		調査の基本的な手法	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) <u>道路構造及び当該道路における交通量の状況</u> [※] ① <u>文献その他の資料調査</u> 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② <u>現地調査</u> ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量等：カウンター等による計測
		調査地域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる2地点（地点1、2） 道路構造及び交通量等については、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路のうち、住居等の分布状況等を勘案した5地点（地点1～5）及び交差点1地点（地点A） [※] （図7.4.14 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点参照）

※ 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行による環境影響についても予測を行うため追加した。

表7.4.14(2) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合い活動の場合）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場 (続き)	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 <施設の存在> 地形改変並びに施設の存在 <施設の供用> 廃棄物等の搬入及び搬出 (続き)	調査期間等	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 最近年について収集 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 年に2回程度 (3) 道路構造及び当該道路における交通量の状況 ^{※1} ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 <u>主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況の現地調査時</u>
		予測の基本的な手法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、調査結果、工事計画及び事業計画に基づいた定性的予測
		予測地点	調査地点に同じ
		予測対象時期等	<u>(1) 工事の実施^{※1}</u> <u>資材等運搬車両等の走行による環境影響を的確に把握できる時期</u> <u>(2) 施設の供用^{※1}</u> <u>廃棄物運搬車両等の走行及び施設の存在で環境影響を的確に把握できる時期</u>
		評価の手法	資材等運搬車両等、廃棄物運搬車両等の走行及び施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
		<参考> ^{※2}	<u>予測地点において、施設の稼働が定常の状態となり新愛岐大橋（仮称）が整備された時期について、調査結果及び事業計画に基づいて定性的な予測を行う。</u>

※1 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行による環境影響についても予測を行うため追加した。

※2 事業実施区域周辺において新愛岐大橋（仮称）建設の計画が進められていることから、参考として追加で予測を行うこととした。

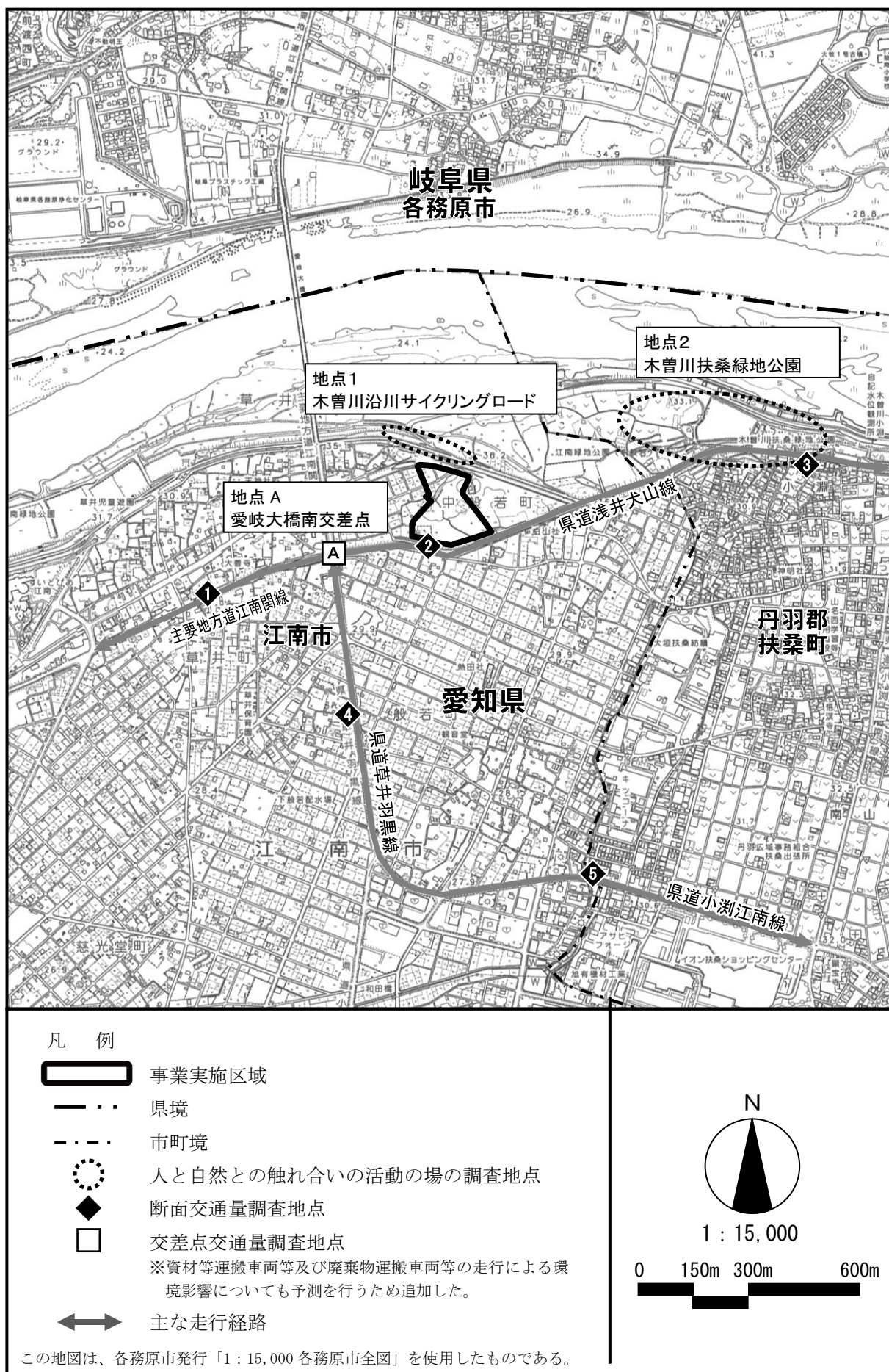


図7.4.14 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

表7.4.15 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物	<施設の供用> ばい煙の排出 機械等の稼働 汚水の排出	予測の基本的な手法	処理方式ごとに※事業計画等に基づいた廃棄物の種類ごとの発生量及び最終処分量等の予測
		予測地域	事業実施区域
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出、機械等の稼働及び汚水の排出に伴う廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
残土その他の副産物	<工事の実施> 掘削・盛土等の土工	予測の基本的な手法	(1) 残土 工事計画による残土の発生量の算定 (2) 建設工事に伴う副産物 工事計画等に基づいた建設工事に伴う副産物の種類ごとの排出量の算定
		予測地域	事業実施区域
		予測対象時期等	工事の実施期間
		評価の手法	残土、建設工事に伴う副産物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

※ 3 処理方式を候補としており、廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるため、処理方式ごとに予測を行うこととした。

表7.4.16 調査、予測及び評価の手法（温室効果ガス等）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
温室効果ガス等 （二酸化炭素等）	<工事の実施> 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等	予測の基本的な手法	工事計画及び「 <u>温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.4.4</u> 」（令和元年7月 環境省・経済産業省）※ ¹ に基づいた工事の実施に伴い発生する温室効果ガス等の排出量の算定による予測
		予測地域	事業実施区域及びその周辺
		予測対象時期等	工事の実施期間
		評価の手法	資材等運搬車両等の走行及び建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
	<施設の供用> ばい煙の排出 機械等の稼働 廃棄物等の搬入及び搬出	予測の基本的な手法	事業計画及び「 <u>温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.4.4</u> 」（令和元年7月 環境省・経済産業省）※ ¹ に基づき、 <u>処理方式ごとに</u> ※ ² 施設の供用による温室効果ガス等の排出量及び廃棄物発電により発生する電力等による削減量の程度を予測する。
		予測地域	事業実施区域及びその周辺
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出、機械等の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

※1 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」の最新版を用いることとした。

※2 3 処理方式を候補としており、廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるため、処理方式ごとに予測を行うこととした。